# 大江川下流部公有水面埋立て に係る環境影響評価書 

（公有水面の埋立て）

## 令和5年6月

## 名 古 屋 市 <br> 名古屋港管理組合

## は じ め に

本環境影響評価書は，「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）第 23 条第 1 項に基づき，令和 4 年 8 月 24 日に名古屋市に提出した「大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書」（名古屋市，名古屋港管理組合，令和 4 年 8 月）に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ，検討を加えた結果をとりまとめたものであ る。

注）本事業は，公用水面の埋立てに係る区域の面積が 10 ha 以上 40 ha 未満であることから，「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき環境影響評価手続を実施 するものである。

## 目 次

## 第1部 環境影響評価に関する事項

第1章 事業者の名称，代表者の氏名及び事務所の所在地 ..... 1
第2章 対象事業の名称，目的及び内容 ..... 2
2－1 対象事業の名称及び種類 ..... 2
2－2 対象事業の目的及び経緯 ..... 2
2－3 対象事業の内容 ..... 13
2－4 工事実施計画の概要 ..... 15
第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容 ..... 28
3－1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮 ..... 28
3－2 建設作業時を想定した配慮 ..... 28
3－3 埋立地の存在•供用時を想定した配慮 ..... 30
第4章 対象事業の事業予定地及びその周辺地域の概況 ..... 31
4－1 自然的状況 ..... 34
4－2 社会的状況 ..... 88
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目 ..... 120
5－1 環境に影響を及ぼす行為•要因の把握 ..... 120
5－2 影響を受ける環境要素の抽出 ..... 120
第2部 環境影響評価
第1章 大気質 ..... 125
1－1 水面の埋立てによる大気汚染 ..... 125
（1）概 要 ..... 125
（2）調 査 ..... 125
（3）予 測 ..... 128
（4）環境の保全のための措置 ..... 136
（5）評 価 ..... 136
1－2 建設機械の稼働による大気汚染 ..... 137
（1）概 要 ..... 137
（2）調 査 ..... 137
（3）予 測 ..... 141
（4）環境の保全のための措置 ..... 156
（5）評 価 ..... 156
1－3 工事関係車両の走行による大気汚染 ..... 157
（1）概 要 ..... 157
（2）調 査 ..... 157
（3）予 測 ..... 160
（4）環境の保全のための措置 ..... 172
（5）評 価 ..... 172
第2章 悪 臭 ..... 173
2－1 工事中 ..... 173
（1）概 要 ..... 173
（2）調 査 ..... 173
（3）予 測 ..... 175
（4）環境の保全のための措置 ..... 176
（5）評 価 ..... 177
第 3 章 騒 音 ..... 179
3－1 建設機械の稼働による騒音 ..... 179
（1）概 要 ..... 179
（2）調 査 ..... 179
（3）予 測 ..... 182
（4）環境の保全のための措置 ..... 189
（5）評 価 ..... 189
3－2 工事関係車両の走行による騒音 ..... 190
（1）概 要 ..... 190
（2）調 査 ..... 190
（3）予 測 ..... 193
（4）環境の保全のための措置 ..... 199
（5）評 価 ..... 200
第4章 振 動 ..... 201
4－1 建設機械の稼働による振動 ..... 201
（1）概 要 ..... 201
（2）調 査 ..... 201
（3）予 測 ..... 202
（4）環境の保全のための措置 ..... 207
（5）評 価 ..... 207
4－2 工事関係車両の走行による振動 ..... 208
（1）概 要 ..... 208
（2）調 查 ..... 208
（3）予 測 ..... 210
（4）環境の保全のための措置 ..... 213
（5）評 価 ..... 214
第5章 水質•底質 ..... 215
5－1 工事中 ..... 215
（1）概 要 ..... 215
（2）調 査 ..... 215
（3）予 測 ..... 237
（4）環境の保全のための措置 ..... 239
（5）評 価 ..... 239
5－2 存在時 ..... 240
（1）概 要 ..... 240
（2）調 査 ..... 240
（3）予 測 ..... 240
（4）評 価 ..... 273
第6章 地下水 ..... 275
6－1 工事中 ..... 275
（1）概 要 ..... 275
（2）調 查 ..... 275
（3）予 測 ..... 279
（4）環境の保全のための措置 ..... 280
（5）評 価 ..... 281
第7章 地 盤 ..... 283
7－1 工事中 ..... 283
（1）概 要 ..... 283
（2）調 査 ..... 283
（3）予 測 ..... 294
（4）環境の保全のための措置 ..... 300
（5）評 価 ..... 300
第8章 安全性 ..... 301
8－1 工事中 ..... 301
（1）概 要 ..... 301
（2）調 査 ..... 301
（3）予 測 ..... 315
（4）環境の保全のための措置 ..... 322
（5）評 価 ..... 322
第 9 章 廃棄物等 ..... 323
9－1 工事中 ..... 323
（1）概 要 ..... 323
（2）予 測 ..... 323
（3）環境の保全のための措置 ..... 324
（4）評 価 ..... 324
第10章 植 物 ..... 325
10－1 工事中 ..... 325
（1）概 要 ..... 325
（2）調 查 ..... 325
（3）予 測 ..... 348
（4）評 価 ..... 350
10－2 存在時 ..... 351
（1）概 要 ..... 351
（2）調 査 ..... 351
（3）予 測 ..... 351
（4）評 価 ..... 352
第11章 動 物 ..... 353
11－1 工事中 ..... 353
（1）概 要 ..... 353
（2）調 査 ..... 353
（3）予 測 ..... 401
（4）環境の保全のための措置 ..... 406
（5）評 価 ..... 406
11－2 存在時 ..... 407
（1）概 要 ..... 407
（2）調 査 ..... 407
（3）予 測 ..... 407
（4）評 価 ..... 408
第12章 生態系 ..... 409
12－1 工事中 ..... 409
（1）概 要 ..... 409
（2）調 査 ..... 409
（3）予 測 ..... 422
（4）環境の保全のための措置 ..... 424
（5）評 価 ..... 424
12－2 存在時 ..... 425
（1）概 要 ..... 425
（2）調 査 ..... 425
（3）予 測 ..... 425
（4）環境の保全のための措置 ..... 426
（5）評 価 ..... 426
第 13 章 水循環 ..... 427
13－1 存在時 ..... 427
（1）概 要 ..... 427
（2）調 査 ..... 427
（3）予 測 ..... 428
（4）評 価 ..... 429
第14章 人と自然との触れ合いの活動の場 ..... 431
14－1 工事中 ..... 431
（1）概 要 ..... 431
（2）調 査 ..... 431
（3）予 測 ..... 442
（4）環境の保全のための措置 ..... 443
（5）評 価 ..... 443
第15章 温室効果ガス等 ..... 445
15－1 工事中 ..... 445
（1）概 要 ..... 445
（2）予 測 ..... 445
（3）環境の保全のための措置 ..... 447
（4）評 価 ..... 447
第3部 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
第1章 総合評価 ..... 449
第2章 調査，予測，環境保全措置及び評価の概要 ..... 450
第4部 事後調査に関する事項 ..... 489
第5部 環境影響評価の手続に関する事項
第1章 環境影響評価の手順及び評価書作成までの経緯 ..... 493
第2章 配慮書に対する意見と見解 ..... 495
第3章 方法書に対する意見と見解 ..... 549
3－1 方法書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要 及び事業者の見解 ..... 549
3－2 方法意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解 ..... 602
第4章 準備書に対する意見と見解 ..... 607
4－1 準備書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要 及び事業者の見解 ..... 607
4－2 公聴会における意見の概要及び事業者の見解 ..... 738
4－3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解 ..... 760

第6部 環境影響評価業務委託先 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 771

【用語解説】．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 773

## ＜略 称＞

以下に示す条例名等については，略称を用いた。

| 条 例 名 等 | 略 称 |
| :--- | :--- |
| 「県民の生活環境の保全等に関する条例」 <br> （平成 15 年愛知県条例第 7 号） | 愛知県生活環境保全条例 |
| 「市民の健康と安全を確保する環境の保全 <br> に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 <br> 15 号） | 名屋市環境保全条例 |
| 「市民の健康と安全を確保する環境の保全 <br> に関する条例施行細則」（平成 15 年名古屋 <br> 市規則第 117 号） | 名古屋市環境保全条例施行細則 |
| 名古屋臨海鉄道 | 臨海鉄道 |
| 名古屋鉄道 | 名鉄 |
| 東海旅客鉄道 | JR |
| 大気污染常時監視測定局 | 常監局 |
| 一般環境大気測定局 | 一般局 |
| 自動車排出ガス測定局 | 自排局 |

＜環境影響評価準備書からの訂正等＞
環境影響評価書の作成にあたり，環境影響評価準備書に対する市民等の意見，並びに市長の意見を反映するとともに，環境影響評価準備書の内容を読みやすく，かつ分かりやす くするために，表現や図表等の修正及び追加を行った。

環境影響評価準備書の内容から修正を行った箇所（単純な誤字等は除く）及び新たな内容を追加した箇所については下線を付加した。なお，新たに項目を追加した場合，または，新たな図表等を追加した場合は図表等の表題に下線を付加した。

## 第1部 環境影響評価に関する事項

第1章 事業者の名称，代表者の氏名及び
$\qquad$
第2章 対象事業の名称，目的及び内容 ..... 2
第3章 対象事業に係る計画について環境の 保全の見地から配慮した内容 ..... 28
第4章 対象事業の事業予定地及び
その周辺地域の概況 ..... 31
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目 ..... 120

## 第1章 事業者の名称，代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕名古屋市
〔代 表 者〕名古屋市長 河村 たかし
〔所 在 地〕名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
〔事業者名〕名古屋港管理組合
〔代 表 者〕名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし
〔所 在 地〕名古屋市港区港町1番11号

## 第2章 対象事業の名称，目的及び内容

## 2－1 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕 大江川下流部公有水面埋立て
〔種 類〕公有水面の埋立て

## 2－2 対象事業の目的及び経緯

（1）事業の目的
大江川の河床には，昭和 50 年代の「大江川下流部公害防止事業」により，アスファ ルトマット等で汚染土が封じ込められているが，南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生時には，河床の液状化や堤防の変形により，封じ込められた汚染土の露出•拡散が懸念されている。

本事業は，地震•津波発生時の汚染土の露出•拡散の防止を目的とするものである。

## （2）事業計画の検討経緯

## ア 大江川の変遷及び現状

大江川は，中井排水路が流入する名古屋市南区元塩町6丁目を上流端とし，港区の大江町•昭和町境で名古屋港に注いでいる。上流端から臨海鉄道東港線付近までは普通河川に，また，名鉄常滑線上流から下流側は港湾区域に位置付けられている。現在の大江川の様子は，図 1－2－1 に示すとおりである。


図 1－2－1 現在の大江川の様子（大江ポンプ所下流側から臨海鉄道東港線方向を望む）

大江川の名鉄常滑線付近より上流側では河川は暗渠となっており，上部は大江川緑地 として整備され，市民の憩いの場として利用されている。一方，事業予定地の周辺は南区滝春町に住宅街がある他は，両岸とも川岸まで工場地帯である。大江川緑地より下流側は河川水辺が残っているが，水辺利用はほとんど行われていない。

また大江川は，高度経済成長の時代に周辺の工場から排出された有害物質によって水質及び底質が汚染された川となっていた。昭和 47 年に策定された「名古屋等地域公害防止計画」に基づいて，昭和 48 年に底質調査が行われ，底質に水銀，PCB，鉛，砒素等 の有害物質が含まれていることが判明した。

上流部約 $1,800 \mathrm{~m}$ については，昭和 48 年から53年にかけて名古屋市が「大江川環境整備事業」による全面埋立てを行い「大江川緑地」の造成が行われた。

下流部約 $1,820 \mathrm{~m}$ については，昭和 $54 \sim 61$ 年に名古屋港管理組合による「大江川下流部公害防止事業」によって，開橋上流の $1,240 \mathrm{~m}$ は敷砂とアスファルトマットによる被覆と圧密脱水工法による汚染土の封じ込め，開橋の下流 580 m は浚渫除去が行われた。 （図 1－2－2 参照）
よって，現在も名鉄常滑線の下流側から開橋付近にかけての区間では，有害物質を含 んだ汚染土がアスファルトマット及び覆砂で封じ込められた状態である。


図 1－2－2 大江川下流部における公害防止事業

## 事業計画検討の経緯

大江川が位置する南区では，昭和 60 年代初め頃から，地域住民より大江川の環境整備として「大江川下流部の緑地化」や「地域スポーツの振興」に関する要望が寄せられ ており，事業者は既に整備されていた上流側の大江川緑地との連携も考慮して，次の 2 つの視点から下流部の埋立計画の検討を行ってきた。

○防災対策上の必要性
○地域住民からの要望

- 防災用地確保，避難路阻害の改善
- 公園や緑地，スポーツ施設の整備
- 汚泥対策，地域環境の改善

しかしながら，市の財政事情等により事業の実施には至らなかった。
その後，平成 23 年に東日本大震災が発生し，各地で大規模地震に対する防災及び減災に関する点検や対策検討が行われている。名古屋市においても南海トラフ巨大地震等 の大規模地震の発生が懸念されており，大江川では大規模地震に伴い地盤が液状化した場合には，有害物質を含む污染土が露出•拡散するおそれがあることが判明した。

大江川における地震•津波に伴ら有害物質の露出•拡散を防止するための対策工法 については，平成 30 年度に有識者懇談会にて検討を行い，対策工法として，「掘削除去」，
「固化処理」「「覆砂処理」及び「埋立て」を比較検討した。この中で「掘削除去」は汚染土を取り除くため事業目的を達成することができるが，PCB 等を含む汚染土の処理が発生し，事業費も非常に高額となる。また，「固化処理」及び「覆砂処理」は耐久性や維持管理の点で課題があることから，事業目的を達成することができない。一方で「埋立て」は，施工にかかる初期投資は高額であるものの，長期的には経済的である。また，施工手順を工夫することで対策効果を早期に発現することができる。以上から，「埋立 て」が最も適切な対策工法であるという結論に至っている。対策工法の検討結果を表 1－2－1に示す。

なお，事業予定地は，名古屋港港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」とな っている。事業予定地及びその周辺の港湾計画に基づく緑地の状況は図 1－2－3 に示す とおりである。

表 1－2－1 対策工法の検討結果

| 対策工法 | 工法の概要 | 特記事項 |
| :---: | :---: | :---: |
| 掘削除去 | 浚渫•掘削する <br> ことにより有 <br> 害物質を含む <br> ヘドロ層を除 <br> 去する工法。 | －汚染土を取り除くこと ができる <br> - 事業費が非常に高い <br> - PCB 等を含む汚染土の処理が発生する |
|  | 河床の有害物質を含むへド口層に固化剤 を添加して固化処理（地盤改良）を行う工法。 | - 早期着手が可能である <br> - 底質を確実に固化でき る <br> －海水に触れる箇所での適用には耐久面で課題 がある |
| 覆砂処理 | 有害物質を含 むへドロ層の上に，有害物質吸着材や良質 な砂を被覆し， さらに洗堀防止用マットを敷設する工法。 | - 早期着手が可能である <br> - 吸着剤の耐用年数の検証結果がない <br> －地震対策として実績が ない <br> －噴砂による圧力への耐久性が検証されていな い <br> －維持管理方法を確立す る必要がある |
| 埋立て | 河川を埋立て <br> ることにより， <br> へドロ層の露 <br> 出•拡散を防ぐ <br> 工法。 | －水流と汚染土を完全に分離できる <br> －上部の土地利用が可能 である（地元要望と一致） <br> －施工手順を工夫するこ とで対策効果を早期に発現させることが可能 である <br> －初期投資は高額である が，長期的には経済的 である |



図 1－2－3 港湾計画における緑地

## ウ 大江川下流部における底泥の有害物質污染状況

平成 29 年度に実施した敷砂層，ヘドロ層及び砂層の調査結果の概要は，図 1－2－4に示すとおりである。

本事業計画の検討にあたって，有害物質の種類•濃度•堆積箇所を把握するため，平成 29 年度に名鉄常滑線から開橋下流側付近までの区間についてアスファルトマットよ り下の底質の再調査を行った結果，名古屋港基準面（N．P．） 1.41 m から -4.59 m 程度の範囲に，層厚 0.95 m から 3.25 m の厚さで存在するヘドロ層において水銀， PCB ，ベンゼ ン，砒素，鉛，ふっ素，ほう素及びダイオキシン類が基準値を超える濃度で検出された。一方，ヘドロ層の上部の敷砂や，ヘドロ層の下部の砂層においてはふつ素を除いて基準値の超過は確認されることはなく，過去の公害防止事業が引き続き機能していることが確認された。

なお，ふつ素については一部基準値を上回る値であったが，海水中のふつ素濃度は「汽水域等における「ふつ素」及び「ほう素」濃度への海水の影響程度の把握方法について」
（平成 11 年 3 月 12 日公布 環水企 89－2•環水管 68－2）によると $1.5 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ とされてお り，海水の浸透による影響を受けているものと考えられる。

- 底質の暫定除去基準値超過：水銀，PCB
- 土壌汚染対策法による土壌溶出量基準値超過：ベンゼン，砒素，鉛，ふつ素，ほう素
- 土壌汚染対策法による土壌含有量基準値超過：鉛
- ダイオキシン類に係る環境基準値（底質）超過：ダイオキシン類

なお，事業予定地において，平成 29 年度に水銀，PCB，ベンゼン，砒素，鉛，ふつ素， ほう素及びダイオキシン類を対象に，ヘドロ層の上部の敷砂層及びへドロ層下部の砂層 に存在する地下水の調查も行っており，全ての項目で基準値に適合していることが確認 されている。


底質の含有量に関する項目（最大値表示）

|  | 水銀 <br> $(\mathrm{mg} / \mathrm{kg})$ | PCB <br> $(\mathrm{mg} / \mathrm{kg})$ | タタイオキシン頗 <br> $(\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g})$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 敷砂層 | 7.5 | 6.3 | 13 |
| ヘト゚ロ層 | 170 | 77 | 960 |
| 砂層 | 5.3 | 6.4 | 13 |
| 暫定基準値 | 25 | 10 | - |
| 環境基準値 | - | - | 150 |


| 参考 <br> （昭和52年調査） | 水銀 <br> $(\mathrm{mg} / \mathrm{kg})$ | PCB <br> $(\mathrm{mg} / \mathrm{kg})$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 底質 | 240 | 79 |
| 暫定基準値 | 25 | 10 |

注）アスファルトマット施工前の結果である。
赤字 : 基準値超過

土壌汚染対策法に基づく項目（最大値表示）

|  | 土壤溶出量 |  |  |  |  | 土壤含有量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{gathered} \text { ベンゼン } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \\ \hline \end{gathered}$ | 砒素 （mg／L） | $\begin{gathered} \text { 鉛 } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | ふつ素 （mg／L） | ほう素 （mg／L） | $\begin{gathered} \text { 鉛 } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{kg}) \end{gathered}$ |
| 敷砂層 | ＜0． 001 | 0． 003 | 0． 006 | 0． 96 | 0． 2 | 30 |
| ヘドロ層 | 0.051 | 0.044 | 0． 12 | 3． 7 | 2． 5 | 3， 400 |
| 砂層 | ＜0．001 | 0.010 | 0.002 | 0． 77 | 0． 2 | 83 |
| 基準値 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.8 | 1 | 150 |

赤字: 基集値超過
（参考）海水中のふつ素濃度 ： $1.5 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ ※環水管68－2（H11．3）


## 基準値超過地点図

注）1：出典の記載の内，調査結果と直接関連の無い情報を削除している。
$2:$ へドロ層の測定結果は，ヘドロ層の 3 深度を混合した試料の測定結果を示す。
3 ：測定結果は，全測定結果の最大値を示す。
4：「暫定基準値」は，底質の暫定除去基準を示す。
5：ダイオキシン類の基準値は，公共用水域の水底の底質に係る環境基準値を示す。
6：調査時，削孔中はケーシングにより有害物質の流出を防止し，調査後の穴は不透水性の材料にて速 やかに閉塞し，調査に用いた土壌及び地下水は適切に処理した。
出典）「大江川の地震•津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」
（名古屋市，平成 31 年）
図 1－2－4 大江川下流部の敷砂層，ヘドロ層及び砂層調査結果（平成29年度実施）

## （3）計画段階環境配慮書における検討

## ア 複数案の内容及び設定の経緯

（ア）複数案の検討方針
「環境影響評価技術指針」（平成 11 年名古屋市告示第 127 号）に基づき，本事業にお ける事業計画の複数案については，平成 30 年度に有識者懇談会にて，対策工法として最も適切であるという結論を得た「埋立て」と埋立を実施しない場合の「掘削除去案」 について検討を行った。

なお，事業計画の複数案については，以下の方針に基づいて検討した。

- 実行可能であり，かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- 環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができ るもの。


## （イ）複数案の検討の経緯

事業計画の検討に際し，事業予定地の位置や規模，関連施設の規模•配置•構造•形状，施工方法，埋立てを実施しない場合（ゼロ・オプション）について検討を行った。

本事業では，大江川下流部において，大規模地震の発生時に懸念される有害物質を含 む底質の露出•拡散防止を目的としており，事業予定地の位置や規模は複数案として設定できない。

埋立てに伴い設置される関連施設については，通水のためのボックスカルバートが想定されるが，その規模•配置•構造•形状は排水能力維持の観点から設定されるもので あり，環境の保全の観点から比較検討を行えるものではない。

埋立ての施工方法については，これまでの概略検討において，盛土区間の端部の形状 （擁壁設置，矢板打設又は法面仕上），埋立て施工中の水路の位置（右岸側配置又は左岸側配置）や盛土とボックスカルバートの設置に係る施工順序（盛土先行又はボックス カルバート設置先行），さらに工事関係車両の走行ルートについての検討がなされてき た。

しかし，盛土区間の端部の形状の違いは環境の保全において軽微な違いであり，水路 の位置は右岸側に配置する案の方が，左岸側に存在する住宅への地震時の汚染土の噴出 によるリスクを早期に低減できる。また，盛土とボックスカルバートの設置に係る施工順序は，盛土を先行する案が地震時の汚染土の噴出リスクを早期に低減できることから，計画段階配慮における環境影響検討の複数案として適当ではない。

工事関係車両の走行ルートに関しては，大江川堤内地の土地利用や既存道路，住宅地 の状況等から想定されるルートは限られており，複数案が設定できない。

以上のことから，実行可能かつ事業目的を達成する計画案として，事業予定地の位置 や規模，関連施設の規模•配置•構造•形状，施工方法等に関する妥当性のある複数案 の設定は難しいとの判断に至った。

当該事業においては，過年度の有識者懇談会の意見を踏まえ，埋立てにより地震時に おける汚染土の露出•拡散防止を進めていく必要があることから，埋立てを実施しない という判断はできない。しかしながら，「環境影響評価技術指針」に従い，市民の環境影響への理解を深めるため，埋立てを実施しない場合（ゼロ・オプション）を比較評価

の参考とするための複数案のひとつとした。このゼロ・オプション案は，有識者懇談会 で検討を行った対策工法の一つであり，埋立てと同様に，地震時における汚染土の露出•拡散防止という目的を達成することができる，汚染土の掘削除去案を設定し，環境 への影響を検討することとした。

## （ウ）複数案の設定

複数案として「埋立案」と「掘削除去案」を設定した。
複数案の内容は，表1－2－2に示すとおりである。

表 1－2－2 複数案の内容

| 案 |  | 概要 |
| :---: | :--- | :--- |
| A案 | 埋立案 | 河川を埋立てることにより，汚染土の露出•拡散を防ぐ工法 |
| B案 | 掘削除去案 | 浚渫•掘削することにより汚染土を除去する工法 |

## ィ 計画段階配慮事項の抽出

本事業の実施に伴い重大な影響のおそれのある環境要素として「水質•底質」を抽出 し，複数案による比較検討時に影響の程度に差がある環境要素として「廃棄物等」及び「生態系」を抽出した。

## ウ 計画段階配慮事項の予測及び評価の概要

複数案における計画段階配慮事項の予測及び評価の概要を表 1－2－3 に，複数案の比較 を表 1－2－4 に，環境影響を回避•低減するための方向性は表 1－2－5 に示すとおりであ る。

| 計画段階配慮事項 | 項目 | 埋立案（A案） | 掘削除去案（ B 案） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 水質•底質 | 汚染土の拡散•流出 | 両案ともに施工時に汚染土の拡散•流出を防止するため の措置が講じられることから，周辺の水質や底質に与え る影響はほとんど無いと考えられる。また，影響の程度 に差は無い。 |  |
| 廃棄物等 | 廃棄物等の種類及び発生量 | アスファルトマットが約 $3,000 \mathrm{~m}^{3}$ 発生するが，汚染土の外部への搬出はない。 | 汚染土が約 $260,000 \mathrm{~m}^{3}$ ，ア スファルトマットが約 $5,000 \mathrm{~m}^{3}$ 発生する。汚染土 については，その処分量が多いことから，処理施設の能力等を勘案し，不十分な場合は複数の処理施設を検討するなど事前の処理計画 の立案が必要である。 |
| 生態系 | 生態系への影響 | 大江川緑地と連続した樹林生態系が形成され，陸生生物相は豊かになる。 | 現況と同様な河川•湿地•干潟生態系が形成され，水生生物相は回復していく。 |

表 1－2－4 各案の長所及び短所

| 計画段階 <br> 配慮事項 | 埋立案（A案） | 掘削除去案（B 案） |
| :---: | :---: | :---: |
| 水質•底質 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 廃棄物等 | $\triangle$ | $\triangle$ |
| 生態系 | $\triangle$ | $\bigcirc$ |
| 長 所 | •汚染土の処理が発生しない。 | •将来現況と同様な生態系が <br> 形成される。 |
| 短 所 | •埋立により，既存の干潟生態系等 <br> から樹林生態系に変化する。 | •汚染土の処理が発生する。 |

表 1－2－5 環境影響を回避•低減するための方向性

| 共通 | －汚染土の拡散•流出を防止するため，底質を掘削等する場合には河川水との接触を遮断した上で行う。 <br> - 雨天等悪天候時に汚染土の流出が懸念される場合は流出防止対策を講じる。 <br> - 汚染土が作業機器等に付着した場合は施工区域内で洗浄し，外部へ持ち出さな いようにする。 <br> - 開橋の下流部に汚濁防止膜を設置し，濁りの拡散を抑制する。 <br> - 現地調査で貴重種が確認された場合は，必要に応じて移植等の保全措置を検討 する。 |
| :---: | :---: |
| 埋立案 <br> （ A 案） | －埋立後の地盤高，植栽木及び植栽基盤は，良好な緑地空間が形成された大江川緑地の造成計画を基本とする。 <br> －埋立後の緑地は，適切な維持管理を継続する。 |
| 掘削 <br> 除去案 <br> （B案） | －搬入土により，現況と同様な河川断面となるように埋戻しを行う。 |

## 2－3 対象事業の内容

## （1）対象事業の実施予定地

名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで。
（図 1－2－5 参照）

## （2）事業計画の概要及び諸元

## ア 基本方針

本事業を進めるにあたっては，以下の事項を基本方針としている。
－埋立てにより，大江川の河床に封じ込められている汚染土の地震•津波時の露出•拡散を防止する。

なお，名古屋港港湾計画に示される「緑地」1．1haを名古屋港管理組合が，「その他緑地」9．2haを名古屋市が整備する計画である。

## ィ 事業規模

〔埋立区域の面積〕 10．3ha ${ }^{\text {注）}}$

[^0]

図 1－2－5 事業予定地の位置

## 2－4 工事実施計画の概要

（1）埋立区域及び施工区域の位置
埋立区域及び埋立てに関する工事の施工区域は図 1－2－6に，施工主体及び規模等は表 1－2－6に示すとおりである。


図 1－2－6 埋立区域及び施工区域図

表 1－2－6 施工主体及び規模等

| 施工主体 | 項 目 | 規模等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 名古屋港管理組合 | 埋立区域の面積 | 1．1 ha |
|  | 埋立地の用途 | 緑地 |
|  | 施工区域の面積 | 3．0ha |
|  | 埋立地の地盤の高さ | 名古屋港基準面（N．P．）+4.41 m |
| 名古屋市 | 埋立区域の面積 | 9． 2 ha |
|  | 埋立地の用途 | その他緑地 |
|  | 施工区域の面積 | 9．5ha |
|  | 埋立地の地盤の高さ | 名古屋港基準面（N．P．）+4.41 m （下流側）及び +5.01 m （上流側） |

（2）工事予定期間

## 〔工事予定期間〕 約 10 年（緑地整備は含まない）

## （3）工作物の種類及び構造

工作物の種類及び構造は表 1－2－7 に，平面図は図 1－2－7 に示すとおりである。工作物のらち，最下流護岸の配置及び延長は図 1－2－8に，工作物（ボックスカルバート）の標準断面は図 1－2－9に示すとおりである。

表 1－2－7 工作物の種類及び構造

| 名 称 | 種 類 | 構 造 |
| :---: | :---: | :---: |
| 最下流護岸 | 護岸 | （本体工）現場打コンクリート，水中コンクリ ート <br> 天端高 N．P．+4.41 m |
| $\begin{gathered} \text { ボックスカ } \\ \text { ルバート } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { ボックスカ } \\ \text { ルバート } \end{gathered}$ |  |



図 1－2－7 工作物の平面図

西
3.0

東


単位：m

図 1－2－8 工作物（最下流護岸）の配置及び延長


図 1－2－9 工作物（ボックスカルバート）の標準断面図

## （4）工事計画

工事工程表は，表 1－2－8に示すとおりである。

表 1－2－8 工事工程の概要

|  | 工種 | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4年目 | 5年目 | 6 年目 | 7年目 | 8 年目 | 9 年目 | 10 年目 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 共 } \\ & \text { 通 } \end{aligned}$ | （1）水質及び地下水質確認 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （2）污濁防止膜設置 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （3）仮設工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 櫵最 } \\ & \text { 岸下 } \\ & \text { 工流 } \end{aligned}$ | （4）護岸工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 左 } \\ & \text { 岸 } \\ & \text { 側 } \\ & \text { 工 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | （5）ジオテキスタイル年） 1 數設 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （6）仮設盛土 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （7）河道内仮締切 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （8）地盤改良 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （9）応力遮断 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （11）プレロード盛土•圧密沈下 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { ボ } \\ & \text { シ } \\ & \text { ク } \\ & \text { ス } \\ & \text { 工 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | （11）ボックス床掘 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （11）ボックス基硙改良 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （13）ボックス設置 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （11）ボックス埋戻し |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 右 } \\ & \text { 岸 } \\ & \text { 側 } \\ & \text { 工 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | （15）ジオテキスタイル敷設 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （16）地盤改良 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （17）応力遮断 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （18）盛土－压密沈下 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 護最 } \\ & \text { 岸下 } \\ & \text { 工流 } \end{aligned}$ | （19）護岸工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 共 | （20）污濁防止．膜撤去 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （21）水質及び地下水質碓認き）2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注）1：道路•埋立地などの補強•排水などに使用される絾維シートのこと。
2：調查頻度は第1部事後調查計画（p．488～489）を参照。

## （5）工事施工手順

工事計画は表 1－2－9に，工事手順は図 1－2－10に，施工内容のイメージ図は資料1－ 1 に示すとおりである。

事業予定地は，排水路としての機能も有するため，工事期間中も排水機能を保持する必要がある。そのため，工事は右岸側に河川水路を残した状態で，左岸側を先行して，上流側より土壌汚染対策法に定める基準に適合した搬入土（以下，「搬入土」という。） で埋立てる。埋立て範囲の圧密沈下後に，ボックスカルバートを設置する範囲を上流側 より順次開削し，地盤改良を行った後，カルバートを設置する。水路を右岸側からカル バートに切り替えた後，右岸側を搬入土で埋立てる。

なお，右岸側の水路と埋立て範囲の境には，矢板を打設し，締切を行う。また，橋梁及びその周辺は，圧密沈下に伴う橋梁への影響を避けるため，埋立てを行わず，地盤改良により対応する。

施工前，施工中及び施工後に地下水質の確認を行い，施工に伴う地下水汚染が生じて いないことを確認する。

表 1－2－9 埋立ての工事計画

| 区分 | 施工手順 | 内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 共 <br> 通 | ①水質及び地下水質確認 | －周辺水域の水質並びに，敷砂層及びヘドロ層の下の砂層の地下水質を確認する ${ }^{\text {注）} 1 \text { 。 }}$ |
|  | （2）污濁防止膜設置 | －開橋下流部に汚濁防止膜を設置する。 |
|  | （3）仮設工 | - パラペット注） 2 の一部を撤去し，工事用坂路を設置する。 <br> - 工事用車両の洗車ピットを設置する。 |
| 最下流護岸工 | （4）護岸工 | －最下流部（左岸側）に護岸を建設する。 |
| 左 <br> 岸 <br> 側 <br> 工 <br> 事 | ⑤ジオテキスタイル敷設 | －左岸より，非盛土部•橋梁下を除き，ジオテキスタイ ル注）3 を敷設する。 |
|  | （6）仮設盛土 | －河床に敷設したジオテキスタイルの上に仮設盛土を行 う。 <br> －濁水処理設備を設置する。 |
|  | （7）河道内仮締切 | －矢板を打設し，河道内を締め切る。 |
|  | （8）地盤改良 | - 有害物質排水処理施設注）${ }^{4}$ を設置する。 <br> - 橋梁の上下流の非盛土部を浅層改良する。 <br> - ボックス設置のため，橋梁下を地盤改良する。 |
|  | （9）応力遮断 | －橋梁への影響を防ぐため，応力遮断する。 |
|  | （10）プレロード盛土•圧密沈下 | －仮設盛土の上にプレロード盛土淮）${ }^{2}$ を行い，圧密沈下さ せる。 |
| $\begin{aligned} & \text { ボ } \\ & \text { ッ } \\ & \text { ク } \\ & \text { ス } \\ & \text { 工 } \\ & \text { 工事 } \end{aligned}$ | （11）ボックス床掘 | －ボックスカルバートの設置を行う範囲のアスファルト マットを撤去し，床掘を行う。 |
|  | （12）ボックス基礎改良 | －ボックスカルバート設置範囲の基礎改良を行う。 |
|  | （13）ボックス設置 | －ボックスカルバートを設置する。 |
|  | （11）ボックス埋戻し | －ボックスカルバート設置個所を埋め戻す。 |
| 右 <br> 岸 <br> 側 <br> 工 <br> 事 | （15）ジオテキスタイル敷設 | －右岸より，非盛土部•橋梁下を除き，ジオテキスタイ ルを敷設する。 |
|  | （16）地盤改良 | －橋梁の上下流の非盛土部を地盤改良する。 |
|  | （17）応力遮断 | －橋梁への影響を防ぐため，応力遮断する。 |
|  | （18）盛土•圧密沈下 | －盛土を行い，圧密沈下させる。 |
| 最下流護岸工 | （19）護岸工 | －最下流部（右岸側）に護岸を建設する。 |
| 共 <br> 通 | （20）污濁防止膜撤去 | －汚濁防止膜を撤去する。 |
|  | ②1水質及び地下水質確認 | －周辺水域の水質並びに，敷砂層及びへドロ層の下の砂層中の地下水質を施工前と比較し，変化がないか確認 する。 |
|  | 対策完了 | － |

注）1：水質及び地下水質の確認は，工事期間中も定期的に行ら。
施工区域内の排水については，釜場を設けてポンプアップし，濁水処理設備にて水質処理を行う。
処理後，水質を確認し，基準値内であれば大江川に放流する。
2：堤防道路の河川側道路境界に設置された壁のこと。
3 ：道路•埋立地などの補強•排水などに使用される繊維シートのこと。
4：重金属はじめダイオキシンなどの有害物質をすべて処理できる施設のこと。
5：ボックス設置に先立ち，構造物と同等以上の荷重をかけ，地盤を圧密させ強度を増加させるために行ら盛土のこと。
6：存在•供用時の雨水はボックスカルバート内に流れ込み，大江川最下流に流出する。


図 1－2－10 埋立ての工事手順

## （6）有害物質の流出を防ぐための計画

## ア 有害物質を含む底質の処理

過去に行われた調查により，既設のアスファルトマットの下層には，有害物質を含ん だへドロ層の存在が確認されている。工事による有害物質の流出を防ぐため，以下の対策を計画する。

## （ア）汚濁防止膜の設置

工事に先立ち，施工区域の最下流部に汚濁防止膜を設置する。

## （1）鋼板矢板の打設

ヘドロ層に触れることとなる，非盛土部の地盤改良に先立ち鋼板矢板を打設し，水面 と分離する。（矢板の打設位置は，資料 $1-1$（資料編 p．2）参照）
矢板の打設範囲内において，橋梁上下流の非盛土部の地盤改良及び応力遮断を行う。
また，ボックスカルバートの設置のため，設置範囲のアスファルトマットを撤去し，床掘や基礎改良を行う。

## （ウ）袋詰め脱水処理工法の採用

ボックスカルバートの設置のため掘削したへドロ層を含む底質は，施工区域内に仮置 きし，ボックスカルバート設置後，埋戻す計画である。掘削した底質は，有害物質を流出させない袋（名称：袋詰め脱水処理工法用袋。以下，「エコチューブ袋注）」という。資料 $1-4$（資料編 p．13）参照）に収納し，施工区域内に仮置き，脱水するとともに，袋詰めの状態で埋戻す計画とする。埋戻す位置は，ボックスカルバートの側面の深い位置 とし，その上に搬入土により盛土する計画とする。（資料 $1-4$（資料編 p．13）参照）

## イ 排水処理

矢板による締切後，施工区域内で生じる水や雨水の排水については，釜場を設けてポ ンプアップし，濁水処理設備において適切に水質処理を行う計画とする。（工事中の水 の流れについては，資料 $1-5$（資料編 p．14）参照）また，底質の改良及び掘削作業等汚染土に関する作業を行う際には有害物質排水処理施設にて適切に水質処理を行う。
（濁水処理設備の設置場所は，資料 $1-1$（資料編 p．2）に，有害物質排水処理施設の設置場所は，資料 $1-1$（資料編 p．3）に，有害物質排水処理施設については資料 1 － 6 （資料編 p．18）参照）なお，この有害物質排水処理施設は，過去 10 年間の最大時間雨量を想定した施設であることから，出水時においても施工区域内からの越流の可能性 は小さい。

処理後，右岸側の仮水路を経て大江川河口に放流する。ボックス内への水路の切り回 し後は，処理水をカルバート内に排水し，最下流護岸より大江川河口に放流する計画と する。（資料 $1-5$（資料編 p．14）参照）

注）エコチューブ袋は外気に触れず，土の中に埋めるので，耐久性は半永久的なものである。

## （7）工事に使用する主な建設機械

工事に使用する主な建設機械注）は，表 1－2－10に示すとおりである。

表 1－2－10（1）工事に使用する主な建設機械

| 項 目 | 工 種 | 作業用船舶及び作業用機械 | 規 格 | $\begin{gathered} \text { 馬 力 } \\ \text { (P.S.) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 共通 | 污濁防止膜設置 | クレーン付台船 | 45～50t吊 | 150 |
|  |  | 引船 | D450PS型 | 450 |
|  |  | 潜水士船 | 3～5t吊 | 180 |
|  | 仮設工 | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 270 |
|  |  | バックホウ | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 140 |
|  |  | バイブロハンマ | 235kw | 320 |
|  |  | セミトレーラ | 15 t 積 | 320 |
|  |  | クレーン付台船 | 45～50t吊 | 150 |
|  |  | 引船 | D450PS型 | 450 |
|  |  | 潜水士船 | 3～5t吊 | 180 |
|  | 污濁防止膜撤去 | クレーン付台船 | 45～50t吊 | 150 |
|  |  | 引船 | D450PS型 | 450 |
|  |  | 潜水士船 | 3～5t吊 | 180 |
| 最下流護岸工 <br> （左岸側） | 護岸工 | クレーン付台船 | 45～50t吊 | 150 |
|  |  | 引船 | D450PS型 | 450 |
|  |  | 潜水士船 | 3～5t吊 | 180 |
|  |  | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 270 |
|  |  | コンクリートミキサー車 | 10 t | 340 |
|  |  | コンクリートポンプ車 | 圧送能力 $90 \sim 110 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ | 190 |
|  |  | 施工機 | 機械質量 2.5 t | 70 |
|  |  | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 270 |
| 左岸側工事 | 仮設盛土工 | ダンプトラック | 10 t | 330 |
|  |  | ブルドーザ | 16t級 | 140 |
|  |  | 振動ローラ | $0.8 \sim 1.1 \mathrm{t}$ | 10 |
|  | $\begin{array}{\|l} \text { 河道内 } \\ \text { 仮締切 } \end{array}$ | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 270 |
|  |  | ブルドーザ | 16t級 | 140 |
|  |  | 発動発電機 | 100KVA | 160 |
|  |  | バックホウ | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 140 |
|  |  |  |  | 160 |
|  |  | バイブロハンマ | 235kw | 320 |
|  |  | ダンプトラック | 10 t | 330 |
|  |  | セミトレーラ | 15 t 積 | 320 |
|  |  | 振動ローラ | $0.8 \sim 1.1 \mathrm{t}$ | 10 |
|  | 地盤改良 | 施工機 | 機械質量26．4t | 166 |
|  |  | 発動発電機 | 150KVA | 190 |
|  |  | ラフテレーンクレーン | 50t吊 | 370 |
|  | 応力遮断 | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 160 |
|  |  |  | 50t吊 | 370 |
|  |  | 発動発電機 | 100KVA | 80 |
|  |  |  | 150KVA | 190 |
|  |  |  | 500KVA | 400 |
|  |  | バックホウ | $0.45 \mathrm{~m}^{3}$ | 98 |
|  |  | 施工機 | 機械質量25．5t | 125 |
|  |  | 空気圧縮機 | $11 \mathrm{~m}^{3} /$ 分 | 110 |
|  | プレロード盛土•圧密沈下 | ダンプトラック | 10 t | 330 |
|  |  | ブルドーザ | 16t級 | 140 |
|  |  | 振動ローラ | $0.8 \sim 1.1 \mathrm{t}$ | 10 |

注）建設機械には，陸上で稼働する工事用機械と，海上で稼働する工事用船舶を含む。

表 1－2－10（2）工事に使用する主な建設機械

| 項 目 | 工 種 | 作業用船舶及び作業用機械 | 規 格 | $\begin{array}{cc} \hline \text { 馬 力 } \\ \text { (P.S. }) \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ボックス工事 | ボックス床掘 | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 270 |
|  |  | バックホウ | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 140 |
|  |  | バイブロハンマ | 235kw | 320 |
|  |  | ダンプトラック | 10t | 330 |
|  |  | セミトレーラ | 15 t 積 | 320 |
|  | ボックス基礎改良 | 中間混合処理機 | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 170 |
|  |  | スラリープラント | $20 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ | 140 |
|  | ボックス設置 | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 160 |
|  |  |  |  | 270 |
|  |  | 発動発電機 | 100KVA | 80 |
|  |  |  | 150KVA | 190 |
|  |  |  | 500KVA | 400 |
|  |  | バックホウ | 0． $8 \mathrm{~m}^{3}$ | 140 |
|  |  | コンクリートミキサー車 | 10 t | 340 |
|  |  | コンクリートポンプ車 | 圧送能力 $90 \sim 110 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ | 190 |
|  |  | 空気圧縮機 | $11 \mathrm{~m}^{3} /$ 分 | 110 |
|  | ボックス埋戻し | バックホウ | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 160 |
|  |  | 振動ローラ | $0.8 \sim 1.1 \mathrm{t}$ | 10 |
| 右岸側工事 | 地盤改良 | ラフテレーンクレーン | 50t吊 | 370 |
|  |  | 発動発電機 | 150KVA | 190 |
|  |  | 施工機 | 機械質量26．4t | 166 |
|  | 応力遮断 | ラフテレーンクレーン | 25t吊 | 270 |
|  |  | 発動発電機 | 100KVA | 80 |
|  |  |  | 150KVA | 190 |
|  |  |  | 500KVA | 400 |
|  |  | バックホウ | $0.45 \mathrm{~m}^{3}$ | 98 |
|  |  |  | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 140 |
|  |  | 施工機 | 機械質量25．5t | 125 |
|  |  | 空気圧縮機 | $11 \mathrm{~m}^{3} /$ 分 | 110 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 盛土•圧密沈 } \\ \hline \end{array}$ | ブルドーザ | 16t級 | 140 |
|  |  | 振動ローラ | $0.8 \sim 1.1 \mathrm{t}$ | 10 |
| 最下流護岸工 （右岸側） | 護岸工 | ブルドーザ | 16t級 | 140 |
|  |  | 発動発電機 | 100KVA | 160 |
|  |  | バックホウ | $0.8 \mathrm{~m}^{3}$ | 140 |
|  |  | バックホウ | 0． $8 \mathrm{~m}^{3}$ | 160 |
|  |  | 振動ローラ | $0.8 \sim 1.1 \mathrm{t}$ | 10 |

## （8）建設機械及びエ事関係車両

## ア 建設機械

主な建設機械の月別日稼働台数は，図1－2－11に示すとおりであり，稼働台数が最大 となる時期は，工事着工後31ヶ月目である。また，建設機械の稼働による大気質，騒音及び振動の影響が最大となる時期は，表 1－2－11に示すとおりである。（資料 $1-2$（資料編 p ．7）参照）


注）上記のグラフは建設機械の稼働台数の平均値であり，環境要素ごとの影響が最大となる時期とは異 なる。

図 1－2－11 建設機械の稼働台数

表 1－2－11 建設機械の稼働による大気質，騒音及び振動の影響が最大となる時期

| 環境要素 |  | 工事内容 | 最大となる時期 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 大 気 質 | 粉じん | - 最下流護岸工（護岸工） <br> - 左岸側工事（仮設盛土，河道内仮締切，地盤改良，応力遮断） | 工 <br> 着 工 | 事 <br> 工 後 | $13 \sim 15 \text { ヶ月目 }$ |
|  | $\begin{array}{ll} \text { 二 } & \text { 酸 } \\ \text { 化 } \\ \text { 窒 } & \text { 素 } \end{array}$ | －左岸側工事（応力遮断，プレロー ド盛土•圧密沈下） <br> －ボックス工事（ボックス床掘，ボ ックス基礎改良，ボックス設置， ボックス埋戻し） |  | ＂ | 44～55ヶ月目 |
|  | 浮遊粒子 <br> 状 物 質 | －左岸側工事（仮設盛土，河道内仮締切，地盤改良，応力遮断） |  | ＂ | 23～34 ヶ月目 |
| 騒 音 |  | －左岸側工事（プレロード盛土•圧密沈下） <br> －ボックス工事（ボックス床掘，ボ ックス基礎改良，ボックス設置， ボックス埋戻し） |  | ＂ | 49 ヶ月目 |
| 振 動 |  | －左岸側工事（プレロード盛土•圧密沈下） <br> －ボックス工事（ボックス床掘，ボ ックス基礎改良，ボックス設置， ボックス埋戻し） |  | ＂ | 50 ヶ月目 |

注）「最大となる時期」について，粉じんは 3 ヶ月間の発生量が，大気質は 12 ヶ月間の排出量が最大 となる期間を，騒音及び振動は，各工種の施工期間中における合成騒音レベル，合成振動レベルが それぞれ最大となる月を示す。

## イ 工事関係車両

## （ $\boldsymbol{\jmath}$ ）走行台数

工事関係車両の月別走行台数は，図1－2－12に示すとおりであり，走行台数が最大と なる時期は，工事着工後49ヶ月目である。また，工事関係車両の走行による大気質，騒音及び振動の影響が最大となる時期は，工事着工後 49ヶ月目である。（資料 $1-3$（資料編 p．10）参照）


図 1－2－12 工事関係車両の走行台数

## （1）走行ルート

工事関係車両の走行ルートは，図 1－2－13に示すとおりである。
工事車両は，工事着工後106ヶ月目までは，名古屋半田線を北上し，東西に分岐した後に事業予定地の北側または南側から進入するルート（ルート $1 \sim 3$ ）と，諸輪名古屋線 を東進し，左折北上した後に事業予定地の南側から進入するルート（ルート4）を計画 する。工事着工後 107 ヶ月目以降は，名古屋半田線を北上する車両の一部が同路線を東進し，右折南下した後に事業予定地の北側から進入するルート（ルート5）を追加する。

事業予定地内への工事関係車両の出入りは，工事着工後106ヶ月目までは北側1箇所，南側 3 箇所の計 4 箇所，工事着工後 107 ヶ月目以降は北側 2 箇所，南側 3 箇所の計 5 箇所の計画である。

なお，環境影響評価方法書作成時点では，上述のルート5のみを計画していたが，事業計画の進捗により，ルート及び出入口の位置を変更した。

また，土地所有者，地元住民，交通管理者等との協議の結果，ルートの変更があった場合には，最新の図書で示し，調查，予測及び評価を行う。


図 1－2－13 工事関係車両の走行ルート

## ウ 埋立て後の想定土地利用計画

現時点で想定される埋立て後の土地利用計画は，表 1－2－12に示すとおりである。
事業予定地は，港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」として既に位置付けが なされている。そのため，既存計画に従って緑地を整備することを想定している。緑地内には休想施設や広場等を設けることを想定しており，普段は市民の想いの場として利用されることが考えられる。また，災害発生時には東西方向の避難路として機能する他，緊急避難場所としての機能を果たすことも期待できる。

なお，詳細な土地利用計画については，今後，環境保全の見地からより良い計画とな るよう，周辺の住民等への情報提供に努め，緑地•景観，人と自然の触れ合い等に関し て，住民等の要望を聴きながら検討を行っていく予定である。

表 1－2－12 埋立て後の想定土地利用計画

| 用途 | 面積 | その他施設 |
| :---: | :---: | :--- |
| 緑地 | 10．3ha | •植栽帯 <br> •散策路及び休鄎施設 <br> 広場 <br> ・スポーツ施設 等 |

## 第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり，環境保全の見地から配慮した内容は，次に示すとおりであ る。

## 3－1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 1－3－1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

| 環境配慮事項 |  |  | 内 容 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 自然環境の <br> 保全 | 植物•動物• <br> 生態系•緑地 | 自然環境との <br> 調和 | •地域の植生に適した緑化を図る等，周囲の自 <br> 然環境と調和した土地利用に努める。 |
| 快適環境の <br> 保全と創造 | 人と自然と <br> の触れ合い | 人と自然との <br> 触れ合いの活 <br> 動の場の保全 | 人と自然とが触れ合える環境の保全に留意 <br> した土地利用に努める。 |

## 3－2 建設作業時を想定した配慮

表 1－3－2（1）建設作業時を想定した配慮

| 環境配慮事項 |  |  | 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 自然環境の保全 | 土壌 | 埋立て土砂等 による影響の防止 | －埋立てに用いる土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画を策定する。 |
|  | 植物•動物•生態系 | 動植物の生息域への影響の防止 | －工事時の大気汚染，粉じん，騒音，振動，濁水等による動植物の生息•生育環境への影響 の防止に留意した工事計画を策定する。 |
|  | 水循環 | 掘削等による水循環への影響の防止 | －掘削等に伴うゆう出水の量を最小限にする こと等により，水循環への影響の防止に留意 した工事計画を策定する。 |

表 1－3－2（2）建設作業時を想定した配慮

| 環境配慮事項 |  |  | 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 生活環境の保全 | 環境污染 | 工事に伴う公害 の防止 | －大きな音や振動を発生する建設機械が同時に多数稼働することのないような工事計画の策定に努める。 <br> －建設機械については，原則として低騒音•低振動型や排出ガス対策型建設機械を使用する。 <br> －特定建設作業に伴って発生する騒音•振動 に関する基準を遵守する。 <br> －排水の発生の低減に努めるとともに，発生 した排水は適切に水質処理を行った後，放流する。 |
|  |  | 土壌•地下水汚染物質による環境污染の防止 | －汚染土による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画を策定する。 |
|  |  | 工事関係車両の走行による公害 の防止 | －工事関係車両の運転者に対し，適正な走行，アイドリングストップの遵守を指導，徹底する。 |
|  | 安全性 | 工事関係車両の走行に伴ら交通安全の確保 | －工事関係車両が事業予定地周辺を走行す る際，歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画の策定に努める。 <br> －工事関係車両の運転者に対し，適正な走行 の遵守を指導，徹底する。 |
| 環境負荷の低減 | 自動車交通 | 工事関係車両に よる交通渋滞の防止 | －工事関係車両の走行により，事業予定地周辺の道路が交通渋滞しないように努める。 |
|  | 廃妻物等 | 建設廃臬物の発生抑制及び循環利用の推進 | －工事の実施に伴い発生する廃棄物につい て，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき，建設廃材の分別回収，再資源化，減量化を行う。 |

## 3－3 埋立地の存在•供用時を想定した配慮

表 1－3－3 存在•供用時を想定した配慮

| 環境配慮事項 |  |  | 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 自然環境の保全 | 植物•動物•生態系•緑地 | 緑地等の適正管理による植生の保全 | －緑地としての機能向上及び生物多様性の保全に留意し，地域特性を踏まえた植生管理を行う。 |
| 生活環境の保全 | 安全性 | 有害物質に対 する安全性の確保 | －有害物質の流出等の未然防止に留意した施設の整備や維持管理を行う。 |
|  |  | 交通安全の確保 | －交通安全の確保に留意した施設の整備や維持管理を行う。 |
|  | 自然災害 | 自然災害への対応 | －地震，台風等の自然災害時において，周辺地域の安全性の確保に留意した施設の整備や維持管理を行う。 |
| 快適環境の保全と創造 | 緑地•景観 | 施設の緑化及 び良好な都市景観の形成 | －事業予定地の緑化を図るとともに，施設の配置，規模，形状，色彩等が良好な都市景観の形成に寄与するよう努める。 <br> －埋立てに用いる土砂は，土壌汚染対策法に定 める基準に適合した性質のものとする。 |
|  | 人と自然と の触れ合い | 人と自然との触れ合いの活動の場の維持管理及び有効活用 | －人と自然との触れ合いの活動の場の機能保全に留意した緑地等の維持管理を行うとと もに，その有効活用を図る。 |

## 第4章 対象事業の事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は図 1－4－1に示すとおり名古屋市港区及び南区に位置し，現在は河川（大江川）であり，その周囲は工場や運輸施設が立地する地域となっている。

事業予定地周辺の主要な道路としては，名古屋高速 4 号東海線，名古屋高速 3 号大高線，一般国道 23 号及び 247 号，主要県道名古屋半田線及び諸輪名古屋線等が通っており，鉄道は名鉄常滑線及び築港線，臨海鉄道東港線及び東築線が通っている。

事業予定地周辺の施設としては，東側に大江川緑地があり，市民の憩いの場となってい る。

事業予定地及びその周辺地域の概況を把握する範囲は，工事中の大気質の影響と街区を考慮して，表 1－4－1 及び図 1－4－2に示す区域（以下，「調査地域」という。）を設定した。

表 1－4－1 調查地域

| 区名 | 学区名 |
| :---: | :--- |
| 港区 | 東築地学区の一部 |
| 南区 | 星崎学区の一部，大生学区の一部，宝学区の一部，宝南学区 <br> の一部，白水学区，千鳥学区の一部，柴田学区 |

以降は，この調査地域を中心に，事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理した。
資料の整理に当たっては，町（大字）の区分ができるものについては町（大字）ごとに，区のデータしか得られないものについては区ごとに行った。

資料の収集は，令和 4 年 3 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。


図 1－4－1 事業予定地とその周辺地域


事業予定地
［－－
－－－－学区界

出典）「名古屋市学校配置図（令和 3 年 8 月 1 日現在）」（名古屋市）


図 1－4－2 調査地域図

## 4－1 自然的状況

## （1）地形•地質等の状況

## ア 地形•地質

（ア）地形

## a 陸 上

調査地域及びその周辺の地形は，図1－4－3に示すとおり，盛土地，干拓地等からなる低地である。
なお，大江川の変遷及び現状については，第2章2－2（2）ア「大江川の変遷及び現状」 （p． 2 参照）に示すとおりである。
また，名古屋港の埋立完成年の状況は，図 1－4－4に示すとおりである。
調査地域の埋立地部分は，明治 34 年から埋立てが行われた区域であり，事業予定地の周辺に位置する大江ふ頭及び昭和ふ頭は，明治 34 年から昭和 56 年にかけて埋立てが行 われた区域である。なお，事業予定地は，将来計画の区域となっている。

## b 海 底

調査地域及びその周辺の海底の地形は，図 1－4－5に示すとおりであり，事業予定地付近の海域の水深は $6 \sim 10 \mathrm{~m}$ 程度である。

## c 川 底

大江川の河口付近の川底の地形は，図 1－4－5に示すとおりであり，水深は $0.5 \sim 8 \mathrm{~m}$ 程度である。調査地域及びその周辺の山崎川河口，天白川河口及び昭和ふ頭と船見ふ頭の間には，干出浜が存在する。

## （1）地 質

a 陸 上
調査地域及びその周辺の表層地質は，図 1－4－6に示すとおりであり，埋立地，砂•泥 を主とする層等からなる未固結堆積物である。

## b 海 底

調査地域及びその周辺の海底の地質は，図 1－4－5に示すとおりであり，調査地域及び その周辺の海底の地質は，泥及び細砂等である。

## c 川 底

事業予定地の位置する大江川の河口付近の川底の地質は，図 1－4－5 に示すとおりであ り，泥である。


図 1－4－3 地形分類図


図 1－4－4 名古屋港の埋立完成年の状況


図 1－4－5 海底の地形及び地質図


図 1－4－6 表層地質図

## （ウ）干潟，藻場，砂浜

伊勢湾の海岸線の現状図は，図1－4－7に示すとおりである。調査地域周辺の海岸線は，人工海岸となっている。

「愛知県の自然環境」によると，調査地域周辺に藻場の記載はない。
「自然環境保全基礎調査（干潟調査）」によると，調査地域周辺に干潟の記載はない。
出典）「愛知県の自然環境」（愛知県，昭和 60 年）
「自然環境保全基礎調查（干潟調査）」（環境省ウェブサイト）


注）本図面は，事業予定地周辺の海岸線の状況がわかるよう，縮尺を調整している。
出典）「伊勢湾環境データベース」
（国土交通省名古屋港湾空港技術調査事務所ウェブサイト）
図 1－4－7 海岸線の現状図（伊勢湾）

## ィ 地盤沈下

地盤沈下の状況は表 1－4－2 に，水準点の位置は図 1－4－8に示すとおりである。調査地域には，名古屋港管理組合の水準点が 5 地点及び名古屋市の水準点が 10 地点 ある。令和 2 年度の測量結果では，地盤沈下の目安とされている年間 1 cm 以上の沈下は みられない。

表 1－4－2 水準点における年間沈下量の状況（令和 2 年度）

| 管理機関 | 名古屋港管理組合 |  |  |  |  | 名古屋市 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 水準点 | K6－3 | K6－4 | K7－1 | K8－5 | K8－6 | N5 | N8 | N57 | N58 | N63 | N64 | N100 | N110 | N131 | N308 |
| 年間沈下 <br> 量（mm） | 0 | 0 | －1 | ＋1 | 0 | 0 | ＋1 | 0 | －3 | －1 | －1 | 0 | －1 | －1 | －1 |

出典）「令和 2 年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，令和 3 年）


図 1－4－8 水準点配置図

## ウ 土壌等

形質変更時要届出区域の状況は，表 $1-4-3$ に示すとおりである。
調査地域には，土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定が 14 箇所，名古屋市環境保全条例に基づく形質変更時届出管理区域が 6 箇所あり，要措置区域はない。 なお，調査地域におけるダイオキシン類の調査は，平成 29 年に千鳥公園（南区天白町）で行われている。調査結果は $0.017 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ であり環境基準に適合している。

表 1－4－3（1）形質変更時要届出区域の状況（土壌汚染対策法）

| $\begin{aligned} & \text { 指定 } \\ & \text { 番号 } \end{aligned}$ | 所在地 | 面積 <br> （ $\mathrm{m}^{2}$ ） | 分類 | 指定に係る特定有害物質の種類 | 指定年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 指20 | 港区本显崎町了字南 3998 番 16 の一部及び 3998 番 33 の一部 | $\begin{aligned} & 2,304.3 \\ & 1,904.3 \\ & 1,204.3 \end{aligned}$ | 一般 | 六価クロム化合物鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物 | 平成 22 年 9 月 15 日一部解除 <br> 平成 25 年 2 月 20 日一部解稌 <br> 平成26年8月29日 |
| 指48 | 港区大江町1番5 の一部 | $1,152.8$ 952.8 400 | 埋管 | 鉛及びその化合物砒素及びその化合物 | 平成26年3月31日一部解涂 <br> 平成28年8月17日一部解余 <br> 平成28年12月15日 |
| 指 98 | 港区船見町1番1の一部 | $\begin{aligned} & 3,1,6 \\ & 3,004.6 \\ & 3,104.6 \end{aligned}$ | 埋管 | テトラクロロエチレン <br>  セレン及びその化合物鉛及びその化合物砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 | 平成28年8月30日一部解除 <br> 平成31年3月29日一部追加令和元年 8 月 26 日 |
| 指 120 | 港区昭和町14番28の一部 | $\begin{array}{r} 2,499.4 \\ 339 \end{array}$ | 埋管 | 立価夕口ム化合物鋃なびその化合物鉛ふびその化合物砋素及びその化合物 | 平成29年12月27日一部解狳 <br> 平成 30 年 2 月 27 日 |
| 指 125 | 港区大江町6番4の一部 | 4，335 | 埋管 | 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 | 平成30年4月24日 |
| 指 137 | 港区大江町7番2の一部 | 100 | 埋管 | 砋素及びその化合物 | 平成31年3月12日 |
| 指 141 | 港区昭和町8番の一部，12番14の一部， 12 番 15 の一部， 12 番 16 の一部， 12 番 35 の一部及び 17 番 23 の一部 | $\begin{array}{r} 2,517.64 \\ 4,247.74 \\ 4,835.23 \\ 12,984.83 \end{array}$ | 埋管 | クロロエチレン <br> 1，2－ジクロロエタン <br> 1，1－ジクロロエチレン <br> シス－1，2－ジクロロエチレン <br> 1，2－ジクロロエチレン <br> テトラクロロエチレン <br> 1，1，2－トリクロロエタン <br> トリクロロエチレン <br> 六価クロム化合物 <br> 水銀及びその化合物 <br> セレン及びその化合物 <br> 鉛及びその化合物 <br> 砒素及びその化合物 <br> ふつ素及びその化合物 | 令和元年6月14日一部追加令和 2 年 3 月 30 日一部追加令和 2 年 6 月 8 日一部追加令和 3 年11月16日 |
| 指 147 | 港区船見町1番42 の一部 | 13， 600 | 埋管 | 四塩化炭素 <br> シス－1，2－ジクロロエチレン <br> テトラクロロエチレン <br> トリクロロエチレン <br> 水銀及びその化合物 <br> セレン及びその化合物 <br> 鉛及びその化合物 <br> 砒素及びその化合物 <br> ふっ素及びその化合物 | 令和元年9月5日一部追加令和 2 年 10 月 26 日 |

注）令和 4 年 3 月 31 日現在
出典）「土壌汚染に係る区域一覧」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－3（2）形質変更時要届出区域の状況（土壌汚染対策法）

| 指定 <br> 番号 | 所在地 | 面積 <br> $\left(m^{2}\right)$ | 分類 | 指定に係る特定有害物質の種類 | 指定年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 指 156 | 港区大江町2 番 15 の一部 | 2，328．7 | 埋管 | テトラクロロエチレン鉛及びその化合物 | 令和2年2月10日 |
| 指－89 | 南区加福町 3 丁目 2 番 1 の一部 | $\begin{array}{r} 2,677.5 \\ 5,365.5 \\ 1,879 \end{array}$ | 一般 | 文価夕口 4 化合物砒素及びその化合物鉛及びその化合物 | 平成27年11月5日 <br> 一部追加 <br> 平成28年3月16日 <br> 部解涂 <br> 平成28年4月28日 |
| 指 93 | 南区丹後通2丁目1番の一部，丹後通5丁目1番30の一部，1番35 の一部，1番36 の一部，1番39の一部及び1番40の一部 | $\begin{array}{r} 954 \\ 6,866 \end{array}$ | 一般 | クロロエチレン <br> 1，1－ジクロロエチレン <br> 1，2－ジクロロエチレン <br> テトラクロロエチレン <br> トリクロロエチレン <br> ベンゼン <br> ふつ素及びその化合物 | 平成28年5月27日 <br> 一部追加 <br> 令和 3 年 10 月 27 日 |
| 指159 | 南区鶴見通3丁目 3 番の一部 | $\begin{aligned} & 400 \\ & 200 \end{aligned}$ | 一般 | $\begin{aligned} & \text { クロロエチレン } \\ & \text { 1,2-ジクロロエチレン } \\ & \text { トリクロロエチレン } \end{aligned}$ ほう素贳びその化合物 | 令和 2 年 4 月 30 日一部解除令和2年6月8日 |
| 指 190 | 南区白水町40番の一部 | 518.09 | 一般 | ふつ素及びその化合物 | 令和3年8月30日 |
| 指 3 | 港区本星崎町字北 3804 番 1，3，6，18， 3936 番 3，3998 番，字南3998番4，4047番 8，4133 番及び南区本星崎町字外屋敷 3801番3，7，9の一部 | 21， 858 21，658 21， 558 | 一般 | 1，1－ジクロロエチレン シス－1，2－ジクロロエチレン トリクロロエチレン | 平成 17 年5月30日一部解碝平成 18 年 9 月 27 日一部解除令和 2 年 5 月 26 日 |

注）令和 4 年 3 月 31 日現在
出典）「土壌汚染に係る区域一覧」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－3（3）形質変更時届出管理区域の状況（名古屋市環境保全条例）

| 指定番号 | 所在地 | 面積 <br> （ $\mathrm{m}^{2}$ ） | 分類 | 指定に係る特定有害物質の種類 | 指定年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 管－7 | 港区大江町 10 番 1 の一部 | 67 82 | 埋管 | 鋁及びその化合物砒素及びその化合物 | 平成25年7月30日一部追加平成28年7月14日 |
| 管－11 | 港区大江町 10 番 5 の一部 | $\begin{array}{r} 535.44 \\ 1,031.84 \end{array}$ | 埋管 | 鋁及びその化合物砒素及びその化合物 | 平成25年11月6日一部追加 <br> 令和 2 年 12 月 28 日 |
| 管－48 | 港区大江町2番15 の一部 | 1，719 | 埋管 | 六価クロム化合物鉛及びその化合物砒素及びその化合物 | 平成27年3月3日 |
| 管－60 | 港区大江町地内，昭和町地内及び船見町地内 | 27， 189 | 埋管 | 砒素及びその化合物 | 平成27年9月30日 |
| 管－95 | 港区大江町2番14の一部 | $\begin{aligned} & 4,160.5 \\ & 4,360.5 \end{aligned}$ | 埋管 | 六価クロム化合物 <br> シアン化合物 <br> 鉛及びその化合物 <br> ふつ素及びその化合物 <br> シス－1，2－ジクロロエチレン | 平成 28 年 12 月 15 日一部追加平成29年6月19日 |
| 管－170 | 港区昭和町14番28の一部 | $\begin{array}{r} 904.2 \\ 100 \end{array}$ | 埋管 | 六価夕口ム化合物我鈈央びその化合物砒素及びその化合物 | 令和元年11月6日一部解除 <br> 令和 2 年 1 月 8 日 |

注）令和 4 年 3 月 31 日現在
出典）「土壌汚染に係る区域一覧」（名古屋市ウェブサイト）

## エ 災害の状況

調査地域及びその周辺の地震災害危険度評価（建物倒壊の危険性）の状況は，図 1－ 4－9に示すとおりである。


図 1－4－9 地震災害危険度評価の状況

## （2）水環境の状況

## ア 水 象

（ア）海域における潮位
名古屋港の潮位は，表 1－4－4及び図 1－4－10に，名古屋港検潮所の位置は，図 1－4－11 に示すとおりである。

名古屋港の潮位は，名古屋港基準面（N．P．）に対して平均水面 +1.40 m ，朔望平均満潮面 +2.61 m ，朔望平均干潮面 +0.04 m であり，潮位差は 2.57 m である。

また，過去の既往最高潮位は +5.31 m （昭和 34 年 9 月 26 日，伊勢湾台風），既往最低潮位は -0.50 m （平成 2 年 12 月 4 日）である。

なお，東京湾平均海面（T．P．）は，名古屋港基準面の +1.41 m となっている。

表 1－4－4 名古屋港の潮位

| 潮位種別 | 潮位 (m) | 観測時 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 朔望平均満潮面 | ＋2．61 | 昭和 23 年～昭和 31 年観測平均 | 夏季（5月～10月）：+2.71 m <br> 冬季（11月～4月）：+2.52 m |
| 朔望平均干潮面 | ＋0．04 | 昭和 23 年～昭和 31 年観測平均 | 夏季（5月～10月）：+0.17 m <br> 冬季（11月～4月）：-0.09 m |
| 平均水面 | ＋1．40 | 昭和 43 年5月～昭和 44 年 4 月 | 海上保安庁水路部決定 |
| 既往最高潮位 | ＋5．31 | 昭和 34 年 9 月 26 日 | 伊勢湾台風 |
| 既往最低潮位 | －0．50 | 平成 2 年 12 月 4 日 | － |

出典）「名古屋港の潮位」（名古屋港管理組合ウェブサイト）


出典）「名古屋港の潮位」（名古屋港管理組合ウェブサイト）
図 1－4－10 名古屋港の潮位


図 1－4－11 名古屋港検潮所の位置

## （1）海域における潮流

伊勢湾の上げ潮時及び下げ潮時の潮流は，図1－4－12に示すとおりである。
伊勢湾及び三河湾西部の潮流は，ほぼ地形に沿って流れている。上げ潮流は湾奥へ向 かい，下げ潮流は湾口に向かって流れている。外海から湾内に向から潮流は，伊良湖水道で，神島寄りを通過する流れは伊勢湾に向かい，伊良湖岬寄りを通過する流れは三河湾へ向かって流入する。

流速は，伊良湖岬寄りから中山水道を通って三河湾へ向から流れが強く，神島寄りか ら知多半島西岸沿いを通って伊勢湾奥へ向から流れは弱くなっている。
伊勢湾における潮流の主流部は，ほぼ知多半島の西岸に沿って流れ，湾奥に向からに従って流速は次第に弱まっている。
（ウ）河 川
調查地域及びその周辺の河川の状況は，図 1－4－13に示すとおりである。
調査地域には，大江川が流れている。また，調查地域の北側には山崎川及び堀川が，南側には天白川が流れている。

なお，事業予定地は大江川に位置する。


出典）「伊勢湾潮流図」（海上保安庁，平成 16 年）
図 1－4－12（1）伊勢湾の上げ潮時の潮流図


出典）「伊勢湾潮流図」（海上保安庁，平成16年）
図 1－4－12（2）伊勢湾の下げ潮時の潮流図


図 1－4－13 河川図

## イ 水 質

## （ア）河川及び海域

調査地域及びその周辺における水質調査地点は図 1－4－14に，調査結果は表 1－4－5に示すとおりである。

令和 2 年度の調査結果では，生活環境項目で環境基準もしくは環境目標値に適合して いない項目がある。なお，健康項目は，測定項目の全てで環境基準に適合している。

また，名古屋港における令和 2 年度の溶存酸素濃度調査結果は，表1－4－6に示すとお りである。

表 1－4－5（1）水質調查結果（生活環境項目）［河川］（令和2年度）

|  | 水域 | 堀川 | 山崎川 | 天白川 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 地点名 | 港新橋 | 道徳橋 | 千鳥橋 |
|  | 類型 | D • 生物 B | D • 生物 B | C－生物 B |
|  | 区分 | ふ | 今 | 今 |
| pH | 年平均値 | 7.5 | 7.5 | 7.4 |
|  | 最小～最大 | $7.2 \sim 8.3$ | $7.0 \sim 8.6$ | $7.0 \sim 7.8$ |
| $\begin{gathered} \mathrm{D0} \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | 6.0 | 5.9 | 6.5 |
|  | 最小～最大 | 3． $2 \sim 12$ | 2． $7 \sim 18$ | $3.5 \sim 10$ |
| $\begin{gathered} \hline \text { BOD } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 75\％値 | 4． 7 | 4． 4 | 4.0 |
|  | 最小～最大 | 1． $1 \sim 11$ | 2． $1 \sim 18$ | $0.9 \sim 6.1$ |
| $\begin{gathered} \mathrm{SS} \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | 5 | 5 | 7 |
|  | 最小～最大 | $2 \sim 15$ | $2 \sim 18$ | $3 \sim 13$ |
| $\begin{aligned} & \text { 全窒素 } \\ & \text { (mg/L) } \end{aligned}$ | 年平均値 | 3.0 | 3.9 | 4． 4 |
|  | 最小～最大 | 2． $1 \sim 3.9$ | 1． $2 \sim 5.6$ | 1．8～5．8 |
| $\begin{aligned} & \text { 全リン } \\ & \text { (mg/L) } \\ & \hline \end{aligned}$ | 年平均値 | 0.21 | 0.16 | 0.28 |
|  | 最小～最大 | $0.13 \sim 0.33$ | $0.12 \sim 0.20$ | $0.13 \sim 0.37$ |
| $\begin{aligned} & \text { 全亜鉛 } \\ & (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{aligned}$ | 年平均値 | 0.029 | 0.019 | 0.021 |
|  | 最小～最大 | $0.019 \sim 0.043$ | $0.008 \sim 0.029$ | $0.009 \sim 0.032$ |
| $\begin{gathered} \text { ノニルフェノール } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | 0.00009 | 0.00009 | 0.00016 |
|  | 最小～最大 | $\begin{gathered} \langle 0.00006 \sim \\ 0.00018 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} <0.00006 \sim \\ 0.00015 \end{gathered}$ | $0.00006 \sim 0.00029$ |
| $\begin{gathered} \text { LAS } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | 0.0061 | 0.0045 | 0.014 |
|  | 最小～最大 | $<0.0006 \sim 0.033$ | $<0.0006 \sim 0.021$ | ＜0．0006～0．099 |

注）1：環境基準及び環境目標値は，資料 $2-11$（資料編 p．27）参照。
2：最小～最大は，日平均値の最小値，最大値を示す。
3 ：類型について，「C及びD」は pH ，DO，BOD，SSに，「生物 B」は全亜鉛，ノニルフェ ノール，LASに係る。
4：「区分」は，名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値に基づく地域区分を示す。
5：網掛は，pHについては環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過していることを， D0については環境基準の値もしくは環境目標値の値未満であることを，BOD，全亜鉛， LASについては環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過していることを示す。
6：「く」は，報告下限値未満であることを示す。
出典）「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 $1-4-5$（2）水質調査結果（生活環境項目）［海域］（令和2年度）

|  | 水域 | 名古屋港 | 名古屋港 | 名古屋港 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 地点名 | 潮見ふ頭北 | $\mathrm{N}-1$ 潮見 $\mathrm{S}^{\text {頭西 }}$ | M－1 ガーデン ${ }^{\text {d }}$ 頭 |
|  | 類型 | C•IV •生物 A | C•IV •生物 A | C•IV •生物 A |
|  | 区分 | 今 | 边 | 今 |
| pH | 年平均値 | 8． 2 | 8.1 | 8.1 |
|  | 最小～最大 | $7.8 \sim 8.8$ | $7.6 \sim 8.9$ | $7.6 \sim 8.9$ |
| $\begin{gathered} \text { D0 } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | 9.0 | 7.1 | $\underline{6.3}$ |
|  | 最小～最大 | 3． $7 \sim 12$ | 1． $6 \sim 16$ | $<0.5 \sim 17$ |
| $\begin{gathered} \hline \text { COD } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \\ \hline \end{gathered}$ | 75\％値 | 4． 7 | 5.0 | 4.8 |
|  | 最小～最大 | $1.6 \sim 6.6$ | $1.5 \sim 9.1$ | $1.6 \sim 8.1$ |
| $\begin{gathered} \mathrm{SS} \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | 5 | 6 | 5 |
|  | 最小～最大 | $2 \sim 10$ | $2 \sim 18$ | $1 \sim 13$ |
| $\begin{aligned} & \text { 全窒素 } \\ & \text { (mg/L) } \end{aligned}$ | 年平均値 | 1.2 | 1.1 | 1.2 |
|  | 最小～最大 | $0.85 \sim 2.5$ | $0.58 \sim 2.2$ | $0.81 \sim 1.8$ |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 全リン } \\ & \text { (mg/L) } \\ & \hline \end{aligned}$ | 年平均値 | 0.11 | 0.11 | 0.12 |
|  | 最小～最大 | $0.069 \sim 0.21$ | $0.056 \sim 0.28$ | $0.052 \sim 0.21$ |
| $\begin{aligned} & \text { 全亜鉛 } \\ & (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{aligned}$ | 年平均値 | 0.010 | 0.011 | 0.010 |
|  | 最小～最大 | $0.006 \sim 0.016$ | $0.007 \sim 0.017$ | $0.007 \sim 0.016$ |
| $\begin{gathered} \text { ノニルフェノール } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | $<0.00006$ | $<0.00006$ | $<0.00006$ |
|  | 最小～最大 | $<0.00006$ | $<0.00006$ | $<0.00006$ |
| $\begin{gathered} \text { LAS } \\ (\mathrm{mg} / \mathrm{L}) \end{gathered}$ | 年平均値 | ＜0．0006 | $<0.0006$ | ＜0．0006 |
|  | 最小～最大 | $<0.0006$ | $<0.0006$ | ＜0．0006 |

注）1：環境基準及び環境目標値は，資料 2－11（資料編 p．27）参照。
2 ：最小～最大は，日平均値の最小値，最大値を示す。
3：類型について，「C」は pH ，DO，CODに，「IV」は全窒素，全リンに，「生物 A」は全亜鉛， ノニルフェノール，LASに係る。
4：「区分」は，名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値に基づく地域区分を示す。
5：網掛は，pHについては環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過していることを， D0 については環境基準の値もしくは環境目標値の値未満であることを，SS については環境目標値の値を超過していることを，COD，全窒素，全リンについては環境基準の値 もしくは環境目標値の値を超過していることを示す。
6：「く」は，報告下限値未満であることを示す。
出典）「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 $1-4-5(3)$ 水質調査結果（健康項目）［河川］（令和 2 年度）

| 項目 |  | 堀川 | 山崎川 | 天白川 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 港新橋 | 道徳橋 | 千鳥橋 |  |
| カドミウム | （mg／L） | ＜0．0005 | ＜0．0005 | $<0.0005$ | 0.003 以下 |
| 全シアン | （mg／L） | ND | ND | ND | 検出されないこと |
| 鉛 | （mg／L） | ＜0．005 | $<0.005$ | ＜0．005 | 0．01以下 |
| 六価クロム | （mg／L） | $<0.01$ | $<0.01$ | $<0.01$ | 0．05以下 |
| 砒素 | （mg／L） | ＜0．005 | ＜0．005 | $<0.005$ | 0．01以下 |
| 総水銀 | （mg／L） | ＜0．0005 | ＜0．0005 | ＜0．0005 | 0．0005以下 |
| アルキル水銀 | （mg／L） | ND | ND | ND | 検出されないこと |
| PCB | （mg／L） | ND | ND | ND | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | （mg／L） | ＜0．002 | $<0.002$ | $<0.002$ | 0．02以下 |
| 四塩化炭素 | （mg／L） | ＜0．0002 | ＜0． 0002 | ＜0．0002 | 0．002以下 |
| 1，2－ジクロロエタン | （mg／L） | $<0.0004$ | ＜0．0004 | ＜0．0004 | 0．004以下 |
| 1，1－ジクロロエチレン | （mg／L） | $<0.01$ | $<0.01$ | $<0.01$ | 0．1以下 |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | （mg／L） | $<0.004$ | $<0.004$ | $<0.004$ | 0．04以下 |
| 1，1，1－トリクロロエタン | （mg／L） | ＜0． 1 | ＜0．1 | ＜0．1 | 1以下 |
| 1，1，2－トリクロロエタン | （mg／L） | $<0.0006$ | ＜0．0006 | ＜0．0006 | 0．006以下 |
| トリクロロエチレン | （mg／L） | ＜0．001 | $<0.001$ | $<0.001$ | 0．01以下 |
| テトラクロロエチレン | （mg／L） | $<0.0005$ | ＜0．0005 | $<0.0005$ | 0．01以下 |
| 1，3－ジクロロプロペン | （mg／L） | ＜0．0002 | ＜0．0002 | $<0.0002$ | 0．002以下 |
| チウラム | （mg／L） | ＜0．0006 | ＜0．0006 | $<0.0006$ | 0．006以下 |
| シマジン | （mg／L） | ＜0．0003 | ＜0．0003 | ＜0．0003 | 0．003以下 |
| チオベンカルブ | （mg／L） | ＜0．002 | ＜0．002 | ＜0．002 | 0．02以下 |
| ベンゼン | （mg／L） | ＜0．001 | $<0.001$ | ＜0．001 | 0．01以下 |
| セレン | （mg／L） | ＜0．002 | $<0.002$ | $<0.002$ | 0．01以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | （mg／L） | 1.1 | 0． 28 | 1.8 | 10以下 |
| ふつ素 | （mg／L） | － | － | － | 0．8以下 |
| ほう素 | （mg／L） | － | － | － | 1以下 |
| 1，4－ジオキサン | （mg／L） | く0．005 | $<0.005$ | $<0.005$ | 0．05以下 |

注）1：「一」は，測定の行われていない項目である。
2：「ND」及び「く」は，報告下限値未満であることを示す。
3：「検出されないこと」とは，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4：六価クロムの環境基準は，令和 4 年 4 月 1 日より， $0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 以下に変更された。
出典）「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－5（4）水質調査結果（健康項目）［海域］（令和2年度）

|  |  | 名古屋港 | 名古屋港 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\mathrm{N}-1$ <br> 潮見ふ頭西 | $\begin{gathered} \mathrm{M}-1 \\ \text { ガーデンふ頭 } \end{gathered}$ |  |
| カドミウム | （mg／L） | ＜0．0005 | く0．0005 | 0.003 以下 |
| 全シアン | （mg／L） | ND | ND | 検出されないこと |
| 鉛 | （mg／L） | ＜0． 005 | ＜0． 005 | 0．01以下 |
| 六価クロム | （mg／L） | $<0.01$ | $<0.01$ | 0.05 以下 |
| 砒素 | （mg／L） | $<0.005$ | $<0.005$ | 0．01以下 |
| 総水銀 | （mg／L） | $<0.0005$ | ＜0． 0005 | 0．0005以下 |
| アルキル水銀 | （mg／L） | － | － | 検出されないこと |
| PCB | （mg／L） | ND | － | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | （mg／L） | ＜0．002 | － | 0．02以下 |
| 四塩化炭素 | （mg／L） | $<0.0002$ | － | 0．002以下 |
| 1，2－ジクロロエタン | （mg／L） | $<0.0004$ | － | 0．004以下 |
| 1，1－ジクロロエチレン | （mg／L） | $<0.01$ | － | 0．1以下 |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | （mg／L） | ＜0．004 | － | 0．04以下 |
| 1，1，1－トリクロロエタン | （mg／L） | ＜0．1 | － | 1以下 |
| 1，1，2－トリクロロエタン | （mg／L） | $<0.0006$ | － | 0．006以下 |
| トリクロロエチレン | （mg／L） | $<0.001$ | － | 0．01以下 |
| テトラクロロエチレン | （mg／L） | $<0.0005$ | － | 0．01以下 |
| 1，3－ジクロロプロペン | （mg／L） | $<0.0002$ | － | 0．002以下 |
| チウラム | （mg／L） | $<0.0006$ | － | 0．006以下 |
| シマジン | （mg／L） | $<0.0003$ | － | 0．003以下 |
| チオベンカルブ | （mg／L） | $<0.002$ | － | 0．02以下 |
| ベンゼン | （mg／L） | $<0.001$ | － | 0．01以下 |
| セレン | （mg／L） | $<0.002$ | － | 0．01以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | （mg／L） | － | － | 10以下 |
| ふつ素 | （mg／L） | － | － | 0．8以下 |
| ほう素 | （mg／L） | － | － | 1以下 |
| 1，4－ジオキサン | （mg／L） | ＜0．005 | － | 0.05 以下 |

注）1：「一」は，測定の行われていない項目である。
2：「ND」及び「く」は，報告下限値未満であることを示す。
3：「検出されないこと」とは，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4：六価クロムの環境基準は，令和 4 年 4 月 1 日より， $0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 以下に変更された。
出典）「令和 2 度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）


図 1－4－14 水質•底質及びダイオキシン類調査地点

表 1－4－6 溶存酸素濃度調査結果（令和 2 年度）

| 調査地点 | 採取位置 | 平均 | 最小 | 単位： $\mathrm{mg} / \mathrm{L}$ |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 潮見ふ頭北 | 底層 | 6.8 | 3.7 | 8.8 |
|  | 表層 | 9.4 | 6.2 | 12 |
|  | 中層 | 8.3 | 6.3 | 10 |
| N－1 <br> 潮見ふ頭西 | 底層 | 4.4 | 1.6 | 7.6 |
|  | 表層 | 10 | 6.4 | 16 |
|  | 中層 | 6.4 | 3.2 | 9.0 |
| M－1 <br> ガーデンふ頭 | 底層 | 2.9 | $\langle 0.5$ | 5.7 |
|  | 表層 | 10 | 5.8 | 17 |
|  | 中層 | 5.7 | 2.1 | 8.7 |

注）底層は海底上 0.5 m ，表層は水面下 0.5 m ，中層は水面下 5.0 m で測定している。
出典）「令和 2 度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」
（名古屋市ウェブサイト）

## （1）ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査結果は表 1－4－7 に，調査地点は前掲図 1－4－14に示すとおりで ある。

調査地域及びその周辺におけるダイオキシン類の調査は，港新橋，道徳橋，千鳥橋及 び潮見ふ頭北で行われている。令和2年度の調査結果は，全ての地点で環境基準に適合 している。
また，調査地域の報告対象事業場における排出水の測定結果は，表 1－4－8に示すとお りである。令和2年度の報告では，全ての事業場で排出基準を下回っている。

大江川では，平成 12 年にダイオキシン類による高濃度汚染が明らかになって以降，ダ イオキシン類の調査が名古屋臨海鉄道鉄橋において行われている。令和2年度の調査結果は，年間平均値で $0.21 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L}$ であり環境基準に適合している。

また，平成 12 ～令和 2 年度におけるダイオキシン類の経年変化は，図 1－4－15に示す とおりであり，名古屋臨海鉄道鉄橋の調査結果は，平成16年度以降は，平成22年度を除き環境基準に適合している。

表 1－4－7 ダイオキシン類調査結果［水質］（令和2年度）

| 区分 | 調査地点 | 年間平均値 （ $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L}$ ） | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 河川 | 港新橋 | 0.045 | 1 pg －TEQ／L 以下 |
|  | 道徳橋 | 0.057 |  |
|  | 千鳥橋 | 0.076 |  |
| 海域 | 潮見ふ頭北 | 0.047 |  |

出典）「令和 2 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－8（1）ダイオキシン類事業者測定結果（排出水）（令和2年度）

| 事業場 | 測定結果 （pg－TEQ／L） | 採取年月日 | 排出基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 中部リサイクル株式会社 | 0.000030 | R2．6． 11 | $\begin{gathered} 10 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L} \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ |
| 東亞合成株式会社名古屋工場 | 0.16 | R2．8． 21 |  |
| 東レ株式会社名古屋事業場 | 0.15 | R2．9．1 |  |
| 名古屋市上下水道局柴田水処理セ ンター | 0.00038 | R2．9． 15 |  |

出典）「令和 2 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－8（2）行政検査によるダイオキシン類測定結果（排出水）（令和 2 年度）

| 事業場 | 測定結果 <br> $\left(\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}\right)$ | 採取年月日 | 排出基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 中部リサイクル株式会社 | 0.00015 | R 2.9 .10 | $10 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L}$ 以下 |

出典）「令和 2 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）


注）対策前の調査結果は，下表のとおりである。

|  |  |  |  |  | 単位：pg－TEQ／L |  |  |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調查地点 | H12．2．18 | H12．4．14 | H12．6．2 |  |  |  |  |
| 名鉄常滑線鉄橋付近 | 23 | 21 | 0.97 |  |  |  |  |
| 名古屋臨海鉄道鉄橋付近 | - | - | 25 |  |  |  |  |
| 開橋付近 | 3.8 | 1.6 | 6.0 |  |  |  |  |
| 大江川河口 | - | - | 0.57 |  |  |  |  |

出典）「大江川ダイオキシン類調査結果」
（名古屋市ウェブサイト）
図 1－4－15 大江川におけるダイオキシン類（水質）の経年変化

## ウ 底 質

調査地域及びその周辺における底質調査地点は前掲図 $1-4-14$ に，令和 2 年度の調査結果は，表 1－4－9に示すとおりである。

また，調査地域及びその周辺におけるダイオキシン類の調査結果は，表 1－4－10に示 すとおりであり，令和 2 年度の調査結果では，全ての地点で環境基準に適合している。 なお，大江川下流部における底泥の有害物質汚染状況については，第2章2－2（2）ウ「大江川下流部における底泥の有害物質汚染状況」（p． 7 参照）に示すとおりである。

表 1－4－9（1）底質調査結果（令和2年度）

| 項目 |  | 調査地点 | 大江川河口域 |  | 昭和•船見ふ頭間運河 |  |
| :--- | :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | No．1 | No．2 | No．3 | No．4 |  |
| 総水銀 | $(\mathrm{mg} / \mathrm{kg})$ | 1.3 | 1.5 | 1.0 | 4.6 |  |
| PCB | $(\mathrm{mg} / \mathrm{kg})$ | 1.3 | 1.9 | - | - |  |

注）「一」は，測定を行っていないことを示す。
出典）「令和 3 年版 名古屋市環境白書（資料編）」（名古屋市ウェブサイト）

表 $1-4-9$（2）底質調査結果（令和 2 年度）

| 項目 調査地点 |  |  | 堀川 | 天白川 | 名古屋港 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 港新橋 | 千鳥橋 | $\mathrm{N}-1$ <br> 潮見ふ頭西 |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \hline \text { 一 } \\ \text { 般 } \\ \text { 項 } \\ \text { 目 } \\ \hline \end{array}$ | pH |  | 7.5 | 7.5 | 7.7 |
|  | COD | （mg／g） | 38 | 30 | 25 |
|  | 全硫化物 | （mg／g） | 2.1 | 3.1 | 1． 8 |
|  | ヨウ素消費量 | （mg／g） | 22 | 18 | 22 |
| 健 <br> 康 <br> 項 <br> 目 | カドミウム | （ppm） | 4.2 | 0.55 | 1.0 |
|  | 全シアン | （ppm） | ＜0．5 | ＜0．5 | ＜0．5 |
|  | 鉛 | （ppm） | 150 | 34 | 54 |
|  | 砒素 | （ppm） | 15 | 5.7 | 11 |
|  | 総水銀 | （ppm） | 0.03 | 0.06 | 0.39 |
|  | アルキル水銀 | （ppm） | $<0.01$ | $<0.01$ | $<0.01$ |
|  | PCB | （ppm） | 0.15 | 0.01 | 0.03 |
| 特 <br> 殊 <br> 項 <br> 目 <br> 等 | フェノール類 | （ppm） | 0.2 | 0.3 | 0.2 |
|  | 銅 | （ppm） | 370 | 85 | 88 |
|  | 亜鉛 | （ppm） | 1，600 | 460 | 430 |
|  | 総クロム | （ppm） | 420 | 65 | 92 |
|  | 全窒素 | （ppm） | 1，800 | 1，200 | 1，200 |
|  | 全燐 | （ppm） | 930 | 710 | 400 |

注）1：「く」は，測定下限値未満であることを示す。
2：暫定除去基準は，PCB は $10 \mathrm{ppm}(\mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ ），水銀（河川及び湖沼）は 25 ppm （ $\mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ ） である。
出典）「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」
（名古屋市ウェブサイト）

| 区分 | 調査地点 | 調査結果 $(\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g})$ | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 河川 | 港新橋 | 52 | 150 pg －TEQ／g 以下 |
|  | 道徳橋 | 16 |  |
|  | 千鳥橋 | 11 |  |
| 海域 | 潮見ふ頭北 | 23 |  |

出典）「令和 2 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

## エ 地下水

調査地域及びその周辺における，地下水調査の結果は表 1－4－11に示すとおりである。令和2年度の調査では，南区三条一丁目の砒素及び南区要町のクロロエチレンが環境基準に適合していない。

表 1－4－11（1）地下水調査結果（令和 2 年度）

| 調査区分 |  | 概況定点 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調査地点 |  | 4 |  |
|  |  | 南区立脇町 |  |
| 採水年月日 |  | R2．11．26 |  |
| カドミウム | （mg／L） | ＜0．0005 | 0.003 以下 |
| 全シアン | （mg／L） | ＜0． 1 | 検出されないこと |
| 鉛 | （mg／L） | $<0.005$ | 0.01 以下 |
| 六価クロム | （mg／L） | ＜0．01 | 0.05 以下 |
| 砒素 | （mg／L） | $<0.005$ | 0.01 以下 |
| 総水銀 | （mg／L） | $<0.0005$ | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀 | （mg／L） | － | 検出されないこと |
| PCB | （mg／L） | $<0.0005$ | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | （mg／L） | $<0.002$ | 0.02 以下 |
| 四塩化炭素 | （mg／L） | ＜0． 0002 | 0.002 以下 |
| クロロエチレン | （mg／L） | $<0.0002$ | 0.002 以下 |
| 1，2－ジクロロエタン | （mg／L） | $<0.0004$ | 0.004 以下 |
| 1，1－ジクロロエチレン | （mg／L） | $<0.01$ | 0.1 以下 |
| 1，2－ジクロロエチレン | （mg／L） | ＜0．004 | 0.04 以下 |
| 1，1，1－トリクロロエタン | （mg／L） | $<0.0005$ | 1 以下 |
| 1，1，2－トリクロロエタン | （mg／L） | $<0.0006$ | 0.006 以下 |
| トリクロロエチレン | （mg／L） | $<0.001$ | 0.01 以下 |
| テトラクロロエチレン | （mg／L） | ＜0．0005 | 0.01 以下 |
| 1，3－ジクロロプロペン | （mg／L） | $<0.0002$ | 0.002 以下 |
| チウラム | （mg／L） | $<0.0006$ | 0.006 以下 |
| シマジン | （mg／L） | ＜0．0003 | 0.003 以下 |
| チオベンカルブ | （mg／L） | $<0.002$ | 0.02 以下 |
| ベンゼン | （mg／L） | $<0.001$ | 0.01 以下 |
| セレン | （mg／L） | $<0.002$ | 0.01 以下 |
| 硝酸性空素及び亜硝酸性窒素 | （mg／L） | 0.11 | 10 以下 |
| ふつ素 | （mg／L） | 0.10 | 0.8 以下 |
| ほう素 | （mg／L） | ＜0．02 | 1 以下 |
| 1， 4 ジオキサン | （mg／L） | ＜0．005 | 0.05 以下 |

注）1：「く」は測定下限値未満であること，「一」は測定を行っていないことを示す。
2：環境基準欄の「検出されないこと」とは，全シアンについては $0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 末満，アルキル水銀及び PCB については $0.0005 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 未満であることを示す。
3 ：六価クロムの環境基準は，令和 4 年 4 月 1 日より， $0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 以下に変更された。
出典）「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－11（2）地下水調査結果（令和 2 年度）

| 調査区分 |  | 定期モニタリング調査 |  |  | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調査地点 |  | 50 | 51 | 71 |  |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 南区三条 } \\ \text { 一丁目 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 南区三条 } \\ \text { 一丁目 } \\ \hline \end{gathered}$ | 南区要町 |  |
| 採水年月日 |  | R3．2． 26 | R3．2．26 | R3． 3.15 |  |
| カドミウム | （mg／L） | － | － | － | 0.003 以下 |
| 全シアン | （mg／L） | － | － | － | 検出されないこと |
| 鉛 | （mg／L） | － | － | － | 0.01 以下 |
| 六価クロム | （mg／L） | － | － | － | 0.05 以下 |
| 砒素 | （mg／L） | 0.011 | 0.011 | － | 0.01 以下 |
| 総水銀 | （mg／L） | － | － | － | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀 | （mg／L） | － | － | － | 検出されないこと |
| PCB | （mg／L） | － | － | － | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | （mg／L） | － | － | － | 0.02 以下 |
| 四塩化炭素 | （mg／L） | － | － | － | 0.002 以下 |
| クロロエチレン | （mg／L） | － | － | 0.0029 | 0.002 以下 |
| 1，2－ジクロロエタン | （mg／L） | － | － | － | 0.004 以下 |
| 1，1－ジクロロエチレン | （mg／L） | － | － | － | 0.1 以下 |
| 1，2－ジクロロエチレン | （mg／L） | － | － | － | 0.04 以下 |
| $1,1,1$－トリクロロエタ | （mg／L） | － | － | － | 1 以下 |
| 1，1，2－トリクロロエタ | （mg／L） | － | － | － | 0.006 以下 |
| トリクロロエチレン | （mg／L） | － | － | － | 0.01 以下 |
| テトラクロロエチレン | （mg／L） | － | － | － | 0.01 以下 |
| 1，3－ジクロロプロペン | （mg／L） | － | － | － | 0.002 以下 |
| チウラム | （mg／L） | － | － | － | 0.006 以下 |
| シマジン | （mg／L） | － | － | － | 0.003 以下 |
| チオベンカルブ | （mg／L） | － | － | － | 0.02 以下 |
| ベンゼン | （mg／L） | － | － | － | 0.01 以下 |
| セレン | （mg／L） | － | － | － | 0.01 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | （mg／L） | － | － | － | 10 以下 |
| ふつ素 | （mg／L） | － | － | － | 0.8 以下 |
| ほう素 | （mg／L） | － | － | － | 1 以下 |
| 1， 4 ジオキサン | （mg／L） | － | － | － | 0.05 以下 |

注）1：「く」は測定下限値未満であること，「一」は測定を行っていないことを示す。
2 ：環境基準欄の「検出されないこと」とは，全シアンについては $0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 末満，アルキル水銀及び PCB については $0.0005 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 未満であることを示す。
3：網掛は，環境基準に適合していないことを示す。
4：六価クロムの環境基準は，令和 4 年 4 月 1 日より， $0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ 以下に変更された。
出典）「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

## （3）大気環境の状況

## ア 気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 $28 ~$ 令和 2 年度）の年間平均気温は $16.8^{\circ} \mathrm{C}$ ，年平均降水量は $1,685 \mathrm{~mm}$ である。

また，名古屋地方気象台及び調査地域周辺の常監局である白水小学校，惟信高校，東海市名和町，元塩公園及び港陽における過去5年間（平成 28 ～令和 2 年度）の風向•風速の測定結果は表 1－4－12に，常監局の位置は図 1－4－16に示すとおりである。

年間の最多風向は，名古屋地方気象台，白水小学校及び東海市名和町が北北西，惟信高校，元塩公園及び港陽が北西となっている。年間の平均風速は，名古屋地方気象台が $3.0 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ ，白水小学校が $2.1 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ ，惟信高校が $3.0 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ ，東海市名和町が $2.6 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ ，元塩公園が $1.2 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ ，港陽が $2.8 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ となっている。

出典）「気象観測データ」（気象庁ウェブサイト）

表 1－4－12 気象測定結果［月別最多風向及び平均風速］（平成 $28 \sim$ 令和 2 年度）

| 区 分 |  |  | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2 月 | 3月 | 年間 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 名古屋地方気象台 |  | 平均風速 | 3.5 | 3.1 | 3.0 | 2.9 | 3.0 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.9 | 3.1 | 3.3 | 3.5 | 3.0 |
|  |  | 最多風向 | NNW | SSE | SSE | SSE | SSE | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW |
| 常 <br> 監 <br> 局 | 白水小学校 | 平均風速 | 2.3 | 2.3 | 2.2 | 2.3 | 2.4 | 2.2 | 2.0 | 1.9 | 1.8 | 1.9 | 2.0 | 2.1 | 2.1 |
|  |  | 最多風向 | NNW | S | S | S | S | N | N | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW |
|  | 惟信高校 | 平均風速 | 3.5 | 3.1 | 2.9 | 2.8 | 3.0 | 2.8 | 2.8 | 2.7 | 2.9 | 3.0 | 3.2 | 3.4 | 3.0 |
|  |  | 最多風向 | NW | NW | NW | SE | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW |
|  | 東海市名和町 | 平均風速 | 3.2 | 2.5 | 2.3 | 2.1 | 2.4 | 2.5 | 2.5 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 3.0 | 2.9 | 2.6 |
|  |  | 最多風向 | NW | NW | SSE | $\begin{gathered} \hline \mathrm{SE} \\ \mathrm{SSE} \end{gathered}$ | SE | NNW | NNW | NNW | NNW | NNW | NW | NW | NNW |
|  | 元塩公園 | 平均風速 | 1.5 | 1.1 | 1.0 | 0.8 | 1.0 | 1.0 | 1．2 | 1．2 | 1．3 | 1.4 | 1.5 | 1． 5 | 1． 2 |
|  |  | 最多風向 | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW |
|  | 港陽 | 平均風速 | 3.1 | 2.7 | 2.6 | 2.4 | 2.6 | 2.6 | 2.7 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.2 | 3.4 | 2.8 |
|  |  | 最多風向 | NW | NW | NW | SE | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW | NW |

注）1：1時間値に基づき作成した。
2：東海市名和町の測定期間は，平成 31 年 3 月 5 日からとなっている。
3 ：港陽は風向風速計の故障のため，令和元年1月1日（1：00）～令和2年6月16日（13：00）の期間は欠測となっている。
出典）「気象観測データ」（気象庁ウェブサイト）
「愛知県大気汚染常時監視結果」（愛知県ウェブサイト）


図 1－4－16 常監局及びダイオキシン類調査地点位置図

## ィ 大気質

調査地域及びその周辺の常監局は，一般局である白水小学校，惟信高校及び東海市名和町，自排局である元塩公園及び港陽があり，これらの測定局では，二酸化硫黄，二酸化窒素，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定 が行われている。これらの常監局の位置は，前掲図 1－4－16に示すとおりである。

## （ア）二酸化硫黄

二酸化硫黄の令和 2 年度における測定結果は，表 1－4－13に示すとおりであり，白水小学校では環境基準を達成している。

表 1－4－13 二酸化硫黄測定結果（令和 2 年度）

| 測定局 | 年平均値 | 短期的評価 |  |  |  |  | 長期的評価 |  |  | 1 時間値の最高値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間数と その割合 |  | 日 平 均 値 が 0．04ppm を超えた日数とその割合 |  | 環境基準の達成状況 | 日平均値 <br> の $2 \%$ 除 <br> 外値 | 日平均値が 0．04ppm を超えた日が 2 日以上連続したこと の有無 | 環境基準の達成状況 |  |
|  | （ppm） | （時間） | （\％） | （日） | （\％） | ○：達 成 <br> $\times$ ：非達成 | （ppm） | $\begin{aligned} & \text { ○:無 } \\ & \times \text { : 有 } \\ & \hline \hline \end{aligned}$ | ：達 成 $\times$ ：非達成 | （ppm） |
| 白水小学校 | 0.001 | 0 | 0 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | 0.002 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0.019 |

注）1：環境基準は，「 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり，かつ， 1 時間値が 0.1 ppm 以下である こと。」である。
2 ：評価方法は，「 1 日平均値の高い方から $2 \%$ の範囲内にあるものを除外した値が 0.04 ppm 以下である こと。ただし，1日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

## （1）二酸化窒素

二酸化窒素の令和 2 年度における測定結果は，表 1－4－14に示すとおりであり，元塩公園が環境目標値を達成していない。なお，他の測定局は環境基準及び環境目標値を達成している。

表 1－4－14 二酸化窒素測定結果（令和2年度）

| 測定局 | 年平均値 | 1 時間値 の最高値 | 長期的評価 |  |  | 日平均值が 0.06 ppm を超 えた日数とその割合 |  | 日平均值が 0.04 ppm を超 えた日数とその割合 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 日平均値 <br> の年間 <br> 98\％値 | 達或状況 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 環境 <br> 基準 | 環境 <br> 目標値 |  |  |  |  |
|  | （ppm） | （ppm） | （ppm） | ○：達 成 $\times$ ：非達成 |  | （日） | （\％） | （日） | （\％） |
| 白水小学校 | 0． 014 | 0． 067 | 0． 032 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 惟信高校 | 0.010 | 0.059 | 0.025 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東海市名和町 | 0.014 | 0.068 | 0.033 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 元塩公園 | 0.021 | 0.076 | 0.041 | $\bigcirc$ | $\times$ | 0 | 0 | 8 | 2.2 |
| 港陽 | 0.013 | 0.067 | 0.032 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0 | 0 | 0 | 0 |

注）1：環境基準は，「1時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下で あること。」である
2：環境基準の評価方法は，「年間にわたる 1 日平均値のうち，低い方から $98 \%$ に相当する値が 0.06 ppm 以下であること。」である。

3 ：環境目標値は，「 1 時間の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること。」である。
4：環境目標値の評価方法は，環境基準と同一である。
5：東海市名和町に環境目標値は適用されない。
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）
「大気汚染常時監視結果」（愛知県ウェブサイト）

## （ウ）一酸化炭素

一酸化炭素の令和 2 年度における測定結果は，表 1－4－15に示すとおりであり，元塩公園では環境基準を達成している。

表 1－4－15 一酸化炭素測定結果（令和 2 年度）

| 測定局 | 年平均値 | 短期的評価 |  |  |  |  | 長期的評価 |  | 1 時間値 <br> の最高値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 8 時間値が 20ppm を超えた回数とそ の割合 |  | 日平均値が 10 ppm を超えた日数とそ の割合 |  | 環境基準の <br> 達成状況 | 日平均値 <br> の $2 \%$ 除外値 | 環境基準の <br> 達成状况 |  |
|  | （ppm） | （回数） | （\％） | （日） | （\％） | ○：達 成 $\times$ ：非報成 | （ppm） | ○：達 成 <br> $\times$ ：非報成 | （ppm） |
| 元塩公園 | 0.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | 0.5 | $\bigcirc$ | 2.0 |

注）1：環境基準は，「1時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり，かつ， 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。」である。
2：評価方法は，「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のらち，高い方から $2 \%$ の範囲内にあ るものを除外した値が 10 ppm 以下であること。ただし，1日平均値が 10 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

## （I）浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の令和 2 年度における測定結果は，表 1－4－16に示すとおりであり，東海市名和町で環境基準を，惟信高校及び港陽で環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）を達成していない。なお，他の測定局は環境基準及び環境目標値を達成し ている。

表 1－4－16 浮遊粒子状物質測定結果（令和 2 年度）

| 測定局 | 年平均値 | 短期的評価 |  |  |  |  | 長期的評価 |  |  | 環境目標値（快適 な生活環境の確保 に係る目標値）の達龙状況 | 1 時間値 の最高値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1 時間值が 0.20 mg $/ \mathrm{m}^{3}$ を超えた時間数 とその割合 |  | 日平均値が 0.10 $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日数とその割合 |  | 環 境 基準•環境目 標 値 の達成状況 | 日平均値 <br> の $2 \%$ 除外値 | 日平均値 が 0.10 mg $/ \mathrm{m}^{3}$ を超えた日 が2日以上連続し たことの有無 | 環境基準•環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況 |  |  |
|  | $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | （時間） | （\％） | （日） | （\％） | O：達 成 X：非達成 | （ $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ ） | $\begin{aligned} & \text { ○:無 } \\ & \times: \text { 有 } \\ & \hline \end{aligned}$ | O：達 成 X：非報 | O：達 成 $\times$ ：非越 | $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ |
| 白水小学校 | 0.015 | 0 | 0 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | 0.040 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0.128 |
| 惟信高校 | 0.016 | 0 | 0 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | 0.041 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\times$ | 0.121 |
| 東海市名和町 | 0.018 | 0 | 0 | 1 | 0.3 | $\times$ | 0.044 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | 0.141 |
| 元塩公園 | 0.013 | 0 | 0 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | 0.031 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 0.089 |
| 港陽 | 0.016 | 0 | 0 | 0 | 0 | $\bigcirc$ | 0.040 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\times$ | 0.126 |

注）1：環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）は，「 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg $/ \mathrm{m}^{3}$ 以下であり，かつ， 1 時間値が $0.20 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であること。」である。
2 ：評価方法は，「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のらち，高い方から $2 \%$ の範囲内にあるものを除外した値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であること。ただし， 1 日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。
3 ：環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の評価方法は，環境基準と同一である。
4：環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）の評価方法は，「年平均値が $0.015 \mathrm{mg} / \mathrm{m} 3$ 以下 であること。」である。
5：東海市名和町に環境目標値は適用されない。
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）
「大気汚染常時監視結果」（愛知県ウェブサイト）

## （才）光化学オキシダント

光化学オキシダントの令和 2 年度における測定結果は，表 1－4－17に示すとおりであ り，いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成していない。

表 1－4－17 光化学オキシダント測定結果（令和 2 年度）

| 測定局 | 昼間の <br> 1 時間値の <br> 年平均値 <br> （ppm） | 短期的評価 |  |  |  |  |  | 昼間の1 時間値の最高値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた日数及ひ時間数とその割合 |  |  |  | 環境基準の達成状況 <br> ○：達 成 $\times$ ：非達成 | 環境目標値 <br> の達成状況 <br> ○：達 成 <br> $\times$ ：非達成 |  |
|  |  | （日） | （\％） | （時間） | （\％） |  |  |  |
| 白水小学校 | 0． 032 | 60 | 16.4 | 244 | 4.5 | $\times$ | $\times$ | 0． 092 |
| 惟信高校 | 0.033 | 71 | 19.5 | 294 | 5.4 | $\times$ | $\times$ | 0.094 |
| 東海市名和町 | 0.029 | 54 | 14.8 | 195 | 3.6 | $\times$ |  | 0． 089 |
| 港陽 | 0.031 | 61 | 16.7 | 248 | 4.6 | $\times$ | $\times$ | 0.093 |

注）1：環境基準及び環境目標値は，「1時間値が 0.06 ppm 以下であること。」である。
2 ：環境基準及び環境目標値の評価方法は，「5時から20時の昼間時間帯において，年間を通じて 1 時間値が 0.06 ppm 以下に維持されること。」である。
3：東海市名和町に環境目標値は適用されない。
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）
「大気汚染常時監視結果」（愛知県ウェブサイト）

## （力）微小粒子状物質

微小粒子状物質の令和 2 年度における測定結果は，表 1－4－18に示すとおりであり， いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 1－4－18 微小粒子状物質測定結果（令和 2 年度）

| 測定局 | 長期的評価 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 短期基準 |  |  |  | 長期基準 |  | 環境基準の達成状况 | 環境目標値 の達成状况 |
|  | 1 日平均値が $35 \mu$ $\mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日数 とその割合 |  | 1日平均値の年間 98 パーセ ンタイル値 | 短期基準 <br> との比較 | 年平均値 | 長期基準 との比較 |  |  |
|  | （日） | （\％） | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | ○：達 成 $\times: \text { 非垟成 }$ | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | $\begin{aligned} & \text { ○: 達 成 } \\ & \times: \text { 非達成 } \end{aligned}$ | ○：達 成 $\times$ ：非達成 | ○：達 成 $\times$ ：非達成 |
| 白水小学校 | 1 | 0.3 | 23.1 | $\bigcirc$ | 9． 4 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 惟信高校 | 2 | 0.6 | 24.2 | $\bigcirc$ | 10.2 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 東海市名和町 | 3 | 0.8 | 26.1 | $\bigcirc$ | 11.2 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| 元塩公園 | 1 | 0.3 | 25.6 | $\bigcirc$ | 11.2 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 港陽 | 2 | 0.6 | 25.6 | $\bigcirc$ | 11.1 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

注）1：環境基準及び環境目標値は，「1年平均値が $15 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であり，かつ，1日平均値が $35 \mu$ $\mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であること。」である。
2：環境基準及び環境目標値の評価方法は，「1年平均値が $15 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であること（長期基準） かつ，1日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値が $35 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であること（短期基準）」 である。
3：東海市名和町に環境目標値は適用されない。
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）
「大気汚染常時監視結果」（愛知県ウェブサイト）

## （ $\ddagger$ ）有害大気汚染物質等

## a 環境基準が定められている物質

有害大気汚染物質等（環境基準が定められている物質）の令和2年度における測定結果は，表 1－4－19に示すとおりであり，いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 1－4－19 環境基準が定められている物質の測定結果（令和2年度）

| 測定局 | 白水小学校 | 東海市 <br> 名和町 | 元塩公園 | 港陽 | 環境基淮の達成状況 ：達 成 $\times$ ：非達成 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ベンゼン（ $\left.\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.72 | 0.75 | 0.72 | 0.68 | $\bigcirc$ |
| トリクロロエチレン $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.39 | 0.28 | 0.32 | 0.59 | $\bigcirc$ |
| テトラクロロエチレン $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.10 | 0.0068 | 0.21 | 0.12 | $\bigcirc$ |
| ジクロロメタン（ $\left.\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 2.2 | 1． 2 | 3.3 | 2.0 | $\bigcirc$ |

注）1：値は，年平均値である。
2 ：環境基準は，以下に示すとおりである。
ベンゼン： $3 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
トリクロロエチレン： $130 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
テトラクロロエチレン： $200 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
ジクロロメタン： $150 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）
「有害大気汚染物質等調査結果」（愛知県ウェブサイト）

## b 指針値が定められている物質

有害大気汚染物質等（指針値が定められている物質）の令和 2 年度における測定結果 は，表 1－4－20に示すとおりであり，いずれの測定局も指針値を達成している。

表 1－4－20 指針値が定められている物質の測定結果（令和 2 年度）

| 測定局 |  | 白水小学校 | 東海市 <br> 名和町 | 元塩公園 | 港陽 | 指針値の達成状況 $\bigcirc$ ：達 成 $\times$ ：非達成 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| アクリロニトリル | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.048 | 0.26 | 0.050 | 0.034 | $\bigcirc$ |
| 塩化ビニルモノマー | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.010 | 0.014 | 0.011 | 0.009 | $\bigcirc$ |
| 水銀及びその化合物 | $\left(\mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}\right.$ ） | 2.4 | 1.9 | 2.0 | 2.4 | $\bigcirc$ |
| ニッケル化合物 | $\left(\mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}\right.$ ） | 12 | 2.7 | 12 | 5.6 | $\bigcirc$ |
| クロロホルム | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.38 | 0.19 | 0.34 | 0.30 | $\bigcirc$ |
| 1，2－ジクロロエタン | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0.17 | 0.14 | 0.18 | 0.17 | $\bigcirc$ |
| 1，3－ブタジエン | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 0． 051 | 0.046 | 0． 062 | 0.046 | $\bigcirc$ |
| ヒ素及びその化合物 | $\left(\mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 1． 7 | 0.25 | 1.6 | 1． 8 | $\bigcirc$ |
| $\begin{aligned} & \text { マンガン及び } \\ & \text { その化合物 } \end{aligned}$ | （ $\mathrm{ng} / \mathrm{m}$ ） | 40 | 23 | 34 | 31 | $\bigcirc$ |
| 塩化メチル | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 1.4 | 1.3 | 1.4 | 1.5 | $\bigcirc$ |
| アセトアルデヒド | $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 1.7 | 3.3 | 2.3 | 1.9 | $\bigcirc$ |

注）1：値は，年平均値である。
2：指針値は，以下に示すとおりである。
アクリロニトリル： $2 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
塩化ビニルモノマー： $10 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
水銀及びその化合物： $40 \mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
ニッケル化合物： $25 \mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
クロロホルム： $18 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
1，2－ジクロロエタン： $1.6 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
1,3 －ブタジエン： $2.5 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
ヒ素及びその化合物： $6 \mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
マンガン及びその化合物： $140 \mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
塩化メチル： $94 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
アセトアルデヒド： $120 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ 以下
出典）「令和 2 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ウェブサイト）
「有害大気汚染物質等調査結果」（愛知県ウェブサイト）

## （ク）ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査地点は前掲図 $1-4-16$ に，令和 2 年度における大気環境調査結果は，表1－4－21に示すとおりであり，いずれの測定局も環境基準を達成している。

また，調査地域の事業場におけるダイオキシン類の測定結果は，表 1－4－22に示すと おりであり，令和 2 年度の測定結果は，全ての事業場で排出基準及び処理基準を下回っ ている。

表 1－4－21 ダイオキシン類調査結果［大気環境］（令和2年度）

| 測定局 | 年平均値 <br> $\left(\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 環境目標値 <br> の達成状況 <br> ：達 成 <br> $\times:$ 非達成 |
| :--- | :---: | :---: |
| 港陽 | 0.026 | $\bigcirc$ |
| 東海市立名和小学校 | 0.022 | $\bigcirc$ |

注）環境基準は，「年平均値が $0.6 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ 以下」である。
出典）「令和 2 年度 ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）「ダイオキシン類環境調査結果」（愛知県ウェブサイト）

表 1－4－22（1）ダイオキシン類事業者測定結果［排出ガス］（令和2年度）

| 事業場 | $\begin{gathered} \text { 測定結果 } \\ \left(\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}\right) \end{gathered}$ | 採取年月日 | 排出基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 中部リサイクル株式会社 | 0.0048 | R2． 7.17 | $5 \mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}$ 以下 |
| 東亞合成株式会社名古屋工場 | 0.0000018 | R2．5．18 |  |
|  | 0.0000073 | R2． 8.21 |  |
|  | 0.000072 | R2． 11.20 |  |
|  | 0.0056 | R3．2． 18 |  |
| 名古屋市上下水道局柴田水処理センター | 0． 000043 | R2． 7.3 | $1 \mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}$ 以下 |
|  | 0.00019 | R2．7．10 |  |

出典）「令和 2 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－22（2）ダイオキシン類事業者測定結果［ばいじん及び燃え殻］（令和2年度）

| 事業場 | 種別 | 測定結果 （ $\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ ） | 採取年月日 | 処理基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 中部リサイクル株式会社 | ばいじん | 2.1 | R2． 7.17 | $\begin{gathered} 3 \mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g} \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ |
| 名古屋市上下水道局 | 燃え殻 | 0． 00050 | R2． 7.3 |  |
| 柴田水処理センター | 燃え殻 | 0． 000032 | R2． 7.10 |  |

出典）「令和 2 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

## ウ 騒 音

## （ア）環境騒音

調査地域では港区船見町及び南区堤起町で環境騒音の測定が行われている。
令和元年度の調査結果は，表 1－4－23に示すとおりであり，南区堤起町は，昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成していない。

また，市内における環境騒音の主な寄与音源は，図 1－4－17に示すとおりであり，自動車騒音が $67.0 \%$ と最も多く，次いで工場騒音の $8.7 \%$ の順となっている。

表 1－4－23 環境騒音調査結果（令和元年度）

| 調査地点 | 用途地域 | 等価騒音レベル ［ $\mathrm{L}_{\text {Aeq }}$ ］ <br> （dB） |  | 環境基準 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 昼 間 | 夜 間 | 昼 間 | 夜 間 |
| 港区船見町 | 工業専用地域 | 63 | 59 | － | － |
| 南区堤起町 | 第 1 種住居地域 | 57 | 48 | 55 | 45 |

注）1：昼間は6時から22時まで，夜間は22時から翌日 6 時までである。
2：網掛は，環境基準に適合していないことを示す。
3 ：工業専用地域に環境基準は適用されない。
出典）「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和元年度）」（名古屋市ウェブサイト）


出典）「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和元年度）」
（名古屋市ウェブサイト）
図 1－4－17 環境騒音の主な寄与音源

## （1）自動車騒音

調査地域における平成 $29 \sim$ 令和 2 年度の自動車騒音の調査結果は表 1－4－24に示すと おりである。

等価騒音レベルの測定結果は昼間が $59 \sim 70 \mathrm{~dB}$ ，夜間が $58 ~ 70 \mathrm{~dB}$ であり，昼間及び夜間ともに要請限度（昼間 75 dB ，夜間 70 dB ）を超えた地点はない。

また，調査地域における平成 29 ～令和 2 年度の自動車騒音に係る環境基準の面的評価結果は，表 1－4－25に示すとおりであり，昼夜間ともに環境基準を達成した割合は， $0 \%$ の区間が 1 区間あるが，他の区間は $81.1 ~ 100 \%$ となっている。

表 1－4－24（1）自動車騒音調査結果（平成 $29 \cdot 30$ 年度）

| 路線名 | 測定地点 | 等価騒音レベル <br> ［ $\mathrm{L}_{\text {Aeq }}$ ］ <br> （dB） |  | 交通量 （台） |  | 大型車混入率 （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 昼 間 | 夜 間 | 小型車 | 大型車 |  |
| 一般国道 23 号名古屋高速 3 号大高線 | 南区要町 | 63 | 61 | 458 | 260 | 36． 2 |
|  | 南区要町 | 59 | 58 | 550 | 280 | 33.7 |
| 一般国道 23 号 | 南区浜田町 | 70 | 70 | 436 | 304 | 41.1 |
|  | 南区東又兵卫町 | 66 | 63 | 278 | 233 | 45.6 |
| 一般国道 247 号 | 南区大同町 | 67 | 63 | 375 | 64 | 14.6 |
| 主要県道諸輪名古屋線 | 南区白水町 | 69 | 64 | 81 | 41 | 33.6 |
| 主要県道名古屋半田線 | 南区港東通 | 68 | 63 | 146 | 49 | 25.1 |

注）1：昼間は 6 時から22時まで，夜間は 22 時から翌日 6 時までである。
2：交通量は，昼間 10 分間における台数である。
出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音•振動編（平成 $29 \cdot 30$ 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－24（2）自動車騒音調査結果（令和元年•2年度）

| 路線名 | 測定地点 | 等価騒音レベル $\left[L_{\text {Aeq }}\right]$ <br> （dB） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 昼 間 | 夜 間 |
| 一般県道名古屋半田線名古屋高速 4 号東海線 | 港区昭和町 | 70 | 68 |
| 一般国道 23 号 | 南区浜田町 | 66 | 67 |
|  | 南区堤町 | 62 | 59 |

注）1：昼間は 6 時から 22 時まで，夜間は 22 時から翌日 6 時までである。
2 ：港区昭和町は令和元年度，南区浜田町及び堤町は令和 2 年度の
調査結果である。
出典）「令和元年度自動車騒音調査結果」（名古屋市ウェブサイト）
「令和 2 年度自動車騒音調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－25（1）自動車騒音に係る環境基準の面的評価結果（平成 $29 \cdot 30$ 年度）

| 評価対象路線 | 評価区間 |  | 評価対象住居等 （戸） | 面的評価結果 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 始点 | 終点 |  | 達成戸数 （昼夜間） | 達成戸数 （昼間） | 達成戸数 <br> （夜間） | 非達成戸数 <br> （昼夜間） | 達龙率 <br> （昼夜間） <br> （\％） |
| 名古屋高速 3 号大高線 | 南区丹後通 | 南区丹後通 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 100 |
|  | 南区本地通 | 南区丹後通 | 44 | 43 | 1 | 0 | 0 | 97.7 |
| 一般国道 23 号 <br> 名古屋高速 3 号大高線 | 緑区鳴海町 | 南区天白町 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 100 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 南区 } \\ & \text { 天白町 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 南区要町 | 55 | 51 | 4 | 0 | 0 | 92.7 |
|  | 南区要町 | 南区要町 | 94 | 81 | 8 | 0 | 5 | 86.2 |
|  | 南区要町 | 南区丹後通 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 一般国道23号 | 南区丹後通 | 南区弥次工町 | 270 | 219 | 48 | 0 | 3 | 81.1 |
|  | 南区 <br> 弥次工町 | 南区弥次工町 | 108 | 108 | 0 | 0 | 0 | 100 |
|  | 南区弥次工町 | 南区 <br> 東又兵子町 | 78 | 73 | 4 | 0 | 1 | 93.6 |
|  | 南区東又兵子町 | 南区 <br> 東又兵子町 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 | 100 |
|  | 南区東又兵琾 | $\begin{aligned} & \text { 南区 } \\ & \text { 堤町 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 69 | 69 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 一般庒道247号 | 南区内田橋 2丁目 29 | 南区港東通 | 1，155 | 1，125 | 0 | 3 | 27 | 97.4 |
|  | 南区港東通 | 緑区鳴海町 | 836 | 832 | 1 | 0 | 3 | 99.5 |
| 主要県道諸輪名古屋線 | 南区丹後通 | 港区船見町 | 530 | 529 | 0 | 0 | 1 | 99.8 |
| 主要県道名古屋半田線 | 南区弥次工町 | 南区港東通 | 316 | 315 | 0 | 0 | 1 | 99.7 |
|  | 南区港東通 | $\begin{aligned} & \text { 港区 } \\ & \text { 大江町 } \end{aligned}$ | 56 | 54 | 0 | 2 | 0 | 96.4 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 港区 } \\ & \text { 大江町 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 港区 <br> 大江町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 主要県道名古屋半田線名古屋高速 4 号東海線 | 港区 <br> 大江町 | 港区船見町 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0.0 |
| 一般県道名古屋東港線名古屋高速 4 号東海線 | 港区 <br> 大江町 | 港区 <br> 竜宮町 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 100 |

注）面的評価結果は以下のとおりである。

- 達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- 達成戸数（昼間）：昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- 達成戸数（夜間）：夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- 非達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音•振動編（平成 29 • 30 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

表 1－4－25（2）自動車騒音に係る環境基準の面的評価結果（令和元年•2年度）

| 評価対象路線 | 評価区間 |  | 評価対象住居等 （戸） | 面的評価結果 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 始点 | 終点 |  | 達成戸数 （昼夜間） | 達成戸数 （昼間） | 達成戸数 <br> （夜間） | 達成率 <br> （昼夜間） <br> （\％） |
| 一般県道名古屋半田線名古屋高速 4 号東海線 | 港区大江町 | 港区船見町 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0.0 |
| 一般国道23号 | 南区浜田町 | 南区浜田町 | 32 | 29 | 32 | 29 | 90.6 |
|  | 南区堤町 | 南区七条町 | 310 | 310 | 310 | 310 | 100.0 |

注）1：面的評価結果は以下のとおりである。

- 達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- 達成戸数（昼間）：昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- 達成戸数（夜間）：夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- 非達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

2：一般県道名古屋半田線•名古屋高速 4 号東海線は令和元年度，一般国道 23 号は令和 2 年度の調査結果である。
出典）「令和元年度自動車騒音調査結果」（名古屋市ウェブサイト）
「令和 2 年度自動車騒音調査結果」（名古屋市ウェブサイト）

## （ウ）在来鉄道騒音

調査地域における，在来鉄道騒音の調査結果は，表1－4－26に示すとおりである。
平成 28 年度の調査結果（等価騒音レベル）は，名鉄常滑線が近接側軌道の中心より 12.5 m 地点で $53 \mathrm{~dB}, ~ 18 \mathrm{~m}$ の地点で $63 \mathrm{~dB}, ~ 25 \mathrm{~m}$ の地点で $52 \sim 61 \mathrm{~dB}$ ，臨海鉄道東港線が近接側軌道の中心より 12.5 m の地点で $62 \mathrm{~dB}, ~ 25 \mathrm{~m}$ の地点で 51 dB である。

表 1－4－26 在来鉄道騒音の調査結果（平成 28 年度）

| 路線名 | 調査地点 | 軌道構造 | 測定側 | $\begin{gathered} \text { 等価騒音 } \\ \text { レベル } \\ {\left[\mathrm{L}_{\text {Aeq }}\right] \quad(\mathrm{dB})} \\ \hline \end{gathered}$ |  | $\begin{gathered} \hline \text { 最大騒音 } \\ \text { レベル } \\ {\left[\mathrm{L}_{\mathrm{Amax}}\right] \quad(\mathrm{dB})} \\ \hline \end{gathered}$ |  | 列車速度 （km／h） | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 12.5 m | 25 m | 12.5 m | 25 m |  |  |
| 名鉄 <br> 常滑線 | 南区宝生町 | 平地 | 下り側 | 63 \％ | 61 | 81\％ | 78 | 89 | $※ 18 \mathrm{~m}$ |
|  | 南区大同町 | 高架 | 下り側 | 53 | 52 | 70 | 69 | 109 |  |
| 臨海鉄道東港線 | 南区浜田町 | 鉄橋 | 単（下） | 62 | 51 | 89 | 80 | 18 |  |

注）1：測定側は，名古屋駅方向を上りとする。なお，臨海鉄道東港線は笠寺駅方向を上りとする。
$2: 12.5 \mathrm{~m}$ と 25 m は近接側軌道中心からの距離である。
$3:$ ※は，周辺環境等の影響で，備考に記載した距離で測定したことを示す。
4 ：列車速度は， 12.5 m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。
出典）「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音•振動編（平成 28 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

## 工 振 動

## （ 7 ）自動車振動

調査地域における平成 $29 \sim 30$ 年度の自動車振動の調査結果は，表 1－4－27に示すとお りであり，振動レベルは $49 \sim 56 \mathrm{~dB}$ である。

表 1－4－27 自動車振動調査結果（平成 $29 \cdot 30$ 年度）

| 路線名 | 測定地点 | 振動レベル <br> ［ $\mathrm{L}_{10}$ ］ <br> （dB） | 交通量 （台） |  | 大型車混入率 （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 小型車 | 大型車 |  |
| 一般国道 23 号 <br> 名古屋高速 3 号大高線 | 南区要町 | 49 | 458 | 260 | 36.2 |
|  | 南区要町 | 49 | 550 | 280 | 33.7 |
| 一般国道247号 | 南区大同町 | 49 | 375 | 64 | 14.6 |
| 主要県道諸輪名古屋線 | 南区白水町 | 55 | 81 | 41 | 33.6 |
| 主要県道名古屋半田線 | 南区港東通 | 56 | 146 | 49 | 25.1 |

注）1：振動レベルは，昼間 10 分間における $80 \%$ レンジの上端値である。
2：交通量は，昼間 10 分間における台数である。
出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音•振動編（平成 29 • 30 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

## （1）在来鉄道振動

調査地域周辺における，在来鉄道振動の調査結果は，表 1－4－28に示すとおりである。
平成 28 年度の調査結果（振動レベル）は，名鉄常滑線が近接側軌道の中心より 12.5 m の地点で 46 dB ， 18 m の地点で $55 \mathrm{~dB}, ~ 25 \mathrm{~m}$ の地点で $49 \sim 55 \mathrm{~dB}$ ，臨海鉄道東港線が近接側軌道の中心より 12.5 m の地点で $58 \mathrm{~dB}, ~ 25 \mathrm{~m}$ の地点で 55 dB である。

表 1－4－28 在来鉄道振動の調査結果（平成 28 年度）

| 路線名 | 調査地点 | 軌道構造 | 測定側 | 振動レベル <br> （dB） |  | 列車速度 （km／h） | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 12． 5 m | 25 m |  |  |
| 名鉄 <br> 常滑線 | 南区宝生町 | 平地 | 下り側 | $55 \%$ | 55 | 89 | ※18m |
|  | 南区大同町 | 高架 | 下り側 | 46 | 49 | 109 |  |
| 臨海鉄道東港線 | 南区浜田町 | 鉄橋 | 単（下） | 58 | 55 | 18 |  |

注）1：測定側は，名古屋駅方向を上りとする。なお，臨海鉄道東港線は笁寺駅方向を上りとす る。
$2: 12.5 \mathrm{~m}$ と 25 m は近接側軌道中心からの距離である。
$3: ※$ ※，周辺環境等の影響で，備考に記載した距離で測定したことを示す。
4 ：列車速度は， 12.5 m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。
出典）「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音•振動編（平成 28 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

## オ 悪 臭

令和 2 年度の名古屋市における悪臭に関する公害苦情処理件数は 340 件あり，公害苦情処理件数総数1，806件の約19\％を占めている。また，港区では総数 124 件のうち 31件（ $25 \%$ ），南区では総数 128 件のうち 19 件（約 $15 \%$ ）が，悪臭に関する苦情処理件数 となっている。

出典）「令和 3 年版 名古屋市環境白書（資料編）」（名古屋市ウェブサイト）

## 力 温室効果ガス等

名古屋市における温室効果ガス排出量は，表 1－4－29に示すとおりである。
2018年度の排出量は，基準年の2013年度から13．0 \％減少している。なお，最も排出量が多いのはオフィス・店舗等で次いで工場等となっている。

また，名古屋市における2018年度の部門別温室効果ガス排出量は，図 1－4－18に示す とおりであり，運輸の割合が $28.9 \%$ と最も多く，次いで業務その他の $26.2 \%$ ，産業の $21.1 \%$ の順となっている。

市内 2 局（農業センター（天白区）及び科学館（中区））における二酸化炭素濃度の測定結果は，図 1－4－19に示すとおりであり，農業センター及び科学館ともに増加傾向に ある。

表 1－4－29 温室効果ガス排出量（2018 年度）

| ガス <br> 種 | 主体 | 活動区分 |  | 2013年度 <br> （基準年度） | 2018 年度 | 基準年度比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{CO}_{2}$ | 市民 | 家庭 | 家庭生活 | 338 | 277 | －18．0\％ |
|  |  |  | 廃棄物（家庭） | 16 | 16 | ＋4．2\％ |
|  |  | マイカー | 自動車（家庭） | 152 | 127 | －16．0\％ |
|  |  | 小計 |  | 505 | 421 | －16．7\％ |
|  | 事業者 | 業務用車 | 自動車（事業） | 198 | 165 | －16．7\％ |
|  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { オフィス・店 } \\ & \text { 舗等 } \end{aligned}$ | オオフィス・ <br> 店舗等 | 391 | 344 | －11．9\％ |
|  |  | 工場・その他 | 工場等 | 341 | 290 | －15．0\％ |
|  |  |  | その他の交通機関 | 94 | 90 | －4．6\％ |
|  |  |  | 廃棄物（事業） | 13 | 13 | ＋5．3\％ |
|  |  | 小計 |  | 1， 037 | 903 | －13．0\％ |
|  | $\mathrm{CO}_{2}$ 小計 |  |  | 1，542 | 1， 324 | －14．2\％ |
| $\mathrm{CO}_{2}$ 以外の温室効果ガス |  |  |  | 57 | 68 | ＋19．9\％ |
| 温室効果ガス合計 |  |  |  | 1，599 | 1，391 | －13．0\％ |

注）端数処理により，活動区分ごとの $\mathrm{CO}_{2}$ の合計が，全体の合計値と一致しないことがある。出典）「温室効果ガス排出量等の調査結果」（名古屋市ウェブサイト）


出典）「温室効果ガス排出量等の調査結果」
(名古屋市ウェブサイト)

図 1－4－18 部門別温室効果ガス排出量（2018 年度）


注）1：科学館での測定は，平成19年1月から平成29年2月までとなっている。 なお，平成 21 年 8 月から平成 23 年 3 月は測定を休止したため，平成 18 年度 と 21 年度の値は参考値。また，平成 22 年度は欠測となっている。
2 ：農業センターの令和元年 $11 \sim 12$ 月は，測定機器のポンプの故障により欠測が生じた。
出典）「名古屋市環境局事業概要（令和 2 年度資料編）」（名古屋市ウェブサイト）
図 1－4－19 二酸化炭素濃度年平均値の推移

## （4）動植物，生態系及び緑地の状況

調査地域及びその周辺における動物•植物プランクトン，底生生物（動物），付着生物 （動物•植物），魚卵•稚仔魚，魚類，鳥類の調查地点は，図 1－4－20に示すとおりであ る。

## ア 植 物

（ア）植物プランクトン（資料2－1（資料編 p．19）参照）
ガーデンふ頭南の植物プランクトンは，種類数は春季，細胞数は夏季が多くなってい る。主な出現種は，珪藻綱のThalassiosiraceae 及びSkeletonema spp．等である。

出典）「基本計画調査（環境影響評価調査（現況））」（名古屋港管理組合，平成 24 年）
（1）付着生物（植物）（資料 $2-2$（資料編 p ．20）参照）大手ふ頭南では付着生物（植物）は，ほとんど確認されていない。出典）「基本計画調查（環境影響評価調査（現況））」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

## （ウ）陸域の植生

調查地域及びその周辺の現存植生図は，図 1－4－21に示すとおりである。
調査地域の大部分は市街地及び工場地帯であり，その他に路傍•空地雑草群落，緑の多い住宅地及び造成地等がみられる。

## イ 動 物

（ア）動物プランクトン（資料 $2-3$（資料編 p．21）参照）
ガーデンふ頭南の動物プランクトンは，種類数及び個体数ともに夏季に多くなってい る。主な出現種は，節足動物門の COPEPODA（naup1ius）及びAcartia sinjiensis 等であ る。

出典）「基本計画調査（環境影響評価調查（現況））」（名古屋港管理組合，平成 24 年）
（1）底生生物（動物）（資料 $2-4$（資料編 p．22）参照）
ガーデンふ頭南の底生生物（動物）は，種類数及び個体数ともに春季に多くなってい る。主な出現種は，環形動物門のシノブハネエラスピオ等である。

出典）「基本計画調査（環境影響評価調査（現況））」（名古屋港管理組合，平成 24 年）
（ウ）付着生物（動物）（資料 $2-5$（資料編 p．23）参照）
大手ふ頭南の付着生物（動物）は，種類数及び個体数ともに夏季に多くなっている。主な出現種は，軟体動物門の二枚貝類であるコウロエンカワヒバリガイ及びマガキ等で ある。

出典）「基本計画調査（環境影響評価調査（現況））」（名古屋港管理組合，平成 24 年）
（I）魚卵•稚仔魚（資料 $2-6$（資料編 p．24）参照）
ガーデンふ頭南の魚卵の種類数は夏季に，個体数は秋季に多くなっている。稚仔魚の種類数及び個体数は夏季に多くなっている。主な出現種は，サッパ，カタクチイワシ及 びカサゴ等である。

出典）「基本計画調査（環境影響評俩調查（現況））」（名古屋港管理組合，平成 24 年）
（才）魚 類（資料 $2-7$（資料編 p．25）参照）
堀川における平成 25 年度（尾頭橋及び新堀川合流点）の調査では，ニホンウナギ，マ ハゼ及びカダヤシ等，4目6科11種の魚類が確認されている。

山崎川における平成 25 年度（可和名橋）及び平成 26 年度（新瑞橋）の調査では，オ イカワ，ドジョウ及びゴクラクハゼ等，8目13科27種の魚類が確認されている。

出典）「市内河川の生き物と水環境」（名古屋市ウェブサイト）
（力）鳥 類（資料 $2-8$（資料編 p．26）参照）
大江川河口における令和元年～2年度の調査では，11目27科61種の鳥類が確認され ている。季節では10月～4月に確認種数が多く，年間の総確認羽数はカワウ，キンクロ ハジロ及びホシハジロが多くなっている。

大江川緑地における令和元年～2年度の調査では，8目25科52種の鳥類が確認され ている。季節では 3 月 $~ 5$ 月， 9 月 $~ 11$ 月に確認種数が多く，年間の総確認羽数はカワ ラバト（ドバト），ヒヨドリ，カルガモ及びムクドリが多くなっている。

出典）「名古屋の野鳥（2019－2020 年度野鳥生息状況調査報告）」（名古屋市ウェブサイト）

## （キ）海棲哺乳類

伊勢湾•三河湾におけるスナメリの生息数は，水産総合研究センター国際水産資源研究所が 2003 年秋に実施した飛行機を用いた目視調査により，約 3，000 頭と推定されて いる。また，名古屋港内で 2011 年 8 月から毎月 2 回行われた船上からの目視観察結果 では，2011年8月から2013年7月までの2年間48回の調査で，スナメリが確認された のは，24回73群165頭であった。季節別では，夏季に少なく，冬季に多い傾向がみら れた。また，名古屋港内では単独での確認が多く，5頭以上の群れでの確認は少なかっ た。

出典）「名古屋港に生息するスナメリの調査」（海洋と生物 210 Vol．36－No．1）


図 1－4－20 動植物（既往調査）の調査地点


図 1－4－21 現存植生図

## ウ 重要な種及び群落

## （ア）重要な種

重要な種は，表 1－4－30に示す選定基準に該当する種とした。

表 1－4－30 重要な種の選定基準

| No． | 略称 | 重要な種の選定基準と区分 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 天然記念物 | 「文化財保護法」（昭和 25 年5月30日法律第214号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物 <br> （区分）特天：特別天然記念物 県：愛知県指定 <br> 天：天然記念物 市：名古屋市指定 |
| 2 | 種の保存法 | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種，国際希少野生動植物種及び緊急指定種 <br> （区分）国内：国内希少野生動植物種 <br> 緊急：緊急指定種 <br> 国際：国際希少野生動植物種 |
| 3 | 環境省RL | 「環境省レッドリスト2020」（環境省ウェブサイト）の選定種 <br> （区分）EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。） <br> EW：野生絶滅（飼育•栽培下，あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。） <br> CR ：絶滅危惧 IA 類（絶滅の危機に瀕している種で，ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） <br> EN ：絶滅危惧IB類（絶滅の危機に瀕している種で，IA類ほどではないが，近い将来におけ る野生での絶滅の危険性が高いもの。） <br> VU ：絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種。） <br> NT：漼絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが，生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。） <br> DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種。） <br> LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で，絶滅のおそれが高 いもの。） |
| 4 | 環境省海洋生物RL | 「環境省海洋生物レッドリスト（2017）」（環境省ウェブサイト）の選定種 <br> （区分）EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。） <br> EW：野生絶滅（飼育•栽培下でのみ存続している種。） <br> CR：絶滅危惧IA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） <br> EN：絶滅危惧IB類（IA類ほどではないが，近い将来における野生での絶滅の危険性が高い もの。） <br> VU：絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種。） <br> NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが，生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。） <br> DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種。） <br> LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で，絶滅のおそれが高 いもの。） |
| 5 | 愛知県RL | 「レッドリストあいち2020」（愛知県ウェブサイト）の選定種 <br> （区分）EX•EW：絶滅•野生絶滅（愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し，飼育•栽培下でのみ存続している種。） <br> CR：絶滅危惧IA類（絶滅の危機に瀕している種で，ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） <br> EN：絶滅危惧IB類（絶滅の危機に瀕している種で，IA類ほどではないが，近い将来におけ る野生での絶滅の危険性が高いもの。） <br> VU ：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種。） <br> NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種。） <br> DD：情報不足（「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高い が，評価するだけの情報が不足している種。） <br> LP：地域個体群（その種の国内における生息状況に鑑み，愛知県において特に保全のため の配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。） |
| 6 | 愛知県指定種 | 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年3月30日条例第3号）に基づく指定希少野生動植物種の指定種 |
| 7 | 名古屋市RL | 「名古屋市版レッドリスト2020」（名古屋市ウェブサイト）の選定種 <br> （区分）EX•EW：絶滅•野生絶滅（名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し，栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。） <br> CR：絶滅危惧IA類（絶滅の危機に瀕している種で，ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。） <br> EN：絶滅危惧IB類（絶滅の危機に瀕している種で，IA類ほどではないが，近い将来におけ る野生での絶滅の危険性が高いもの。） <br> VU ：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種。） <br> NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種。） <br> DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種。） |

調査地域及びその周辺における重要な種は，表 1－4－31に示すとおりであり，海棲哺乳類 1 種，鳥類 13 種，魚類 11 種，二枚貝 1 種の計 26 種が確認されている。

表 1－4－31 重要な種一覧（既往調査等の確認種）

| No． | 分類 | 目名 | 科名 | 種 名 | 確認地点 | 重要な種の選定基準 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 5（鳥類） |  | 6 | 7 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 繁殖 | 越冬• 通過 |  |  |
| 1 | 海棲哺乳類 | クジラ | ネズミイルカ | スナメリ | 名古屋港内 |  | 国際 |  |  | NT |  |  |  | CR |
| 2 | 鳥類 | チドリ | チドリ | ケリ | 大江川河口 |  |  | DD |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  | イカルチドリ | 大江川河口 |  |  |  |  |  | vU | NT |  | NT |
| 4 |  |  | シギ | ハマシギ | 大江川河口 |  |  | NT |  |  |  | vu |  | NT |
| 5 |  |  | カモメ | コアジサシ | 大江川河口 |  |  | vU |  |  | EN | vu |  | VU |
| 6 |  | タカ | ミサゴ | ミサゴ | 大江川河口大江川緑地 |  |  | NT |  |  | NT |  |  | NT |
| 7 |  |  | タカ | ツミ | 大江川緑地 |  |  |  |  |  | NT |  |  | NT |
| 8 |  |  |  | ハイタカ | 大江川河口大江川緑地 |  |  | NT |  |  |  |  |  | NT |
| 9 |  |  |  | オオタカ | 大江川河口大江川緑地 |  |  | NT |  |  | NT | NT |  | NT |
| 10 |  | ハヤブサ | ハヤブサ | ハヤブサ | 大江川河口 |  | 国内 | vu |  |  | vu | NT |  | vu |
| 11 |  | スズメ | サンショウクイ | サンショウクイ | 大江川緑地 |  |  | VU |  |  |  |  |  | NT |
| 12 |  |  | ムシクイ | オオムシクイ | 大江川緑地 |  |  | DD |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  | ヒタキ | アカハラ | 大江川緑地 |  |  |  |  |  | CR |  |  |  |
| 14 |  |  |  | コサメビタキ | 大江川緑地 |  |  |  |  |  | NT |  |  |  |
| 15 | 魚類 | ウナギ | ウナギ | ニホンウナギ | 新堀川合流点 新瑞橋 |  |  | EN |  | EN |  |  |  | EN |
| 16 |  | コイ | ドジョウ | ドジョウ | 可和名橋新瑞橋 |  |  | NT |  | vu |  |  |  | vu |
| 17 |  | ナマズ | ナマズ | ナマズ | 可和名橋 |  |  |  |  |  |  |  |  | NT |
| 18 |  | サケ | アユ | アユ | 新瑞橋 |  |  |  |  |  |  |  |  | VU |
| 19 |  | スズキ | カジカ | カマキリ | 新瑞橋 |  |  | VU |  | EN |  |  |  | EN |
| 20 |  |  | カワアナゴ | カワアナゴ | 新瑞橋 |  |  |  |  | NT |  |  |  | VU |
| 21 |  |  | ハゼ | トビハゼ | 新堀川合流点 |  |  | NT |  | vU |  |  |  | EN |
| 22 |  |  |  | マサゴハゼ | 新堀川合流点 |  |  | vU |  | vU |  |  |  | EN |
| 23 |  |  |  | スミウキゴリ | 新堀川合流点 <br> 可和名橋 <br> 新䛔橋 |  |  |  |  |  |  |  |  | NT |
| 24 |  |  |  | ウキゴリ | 新瑞橋 |  |  |  |  |  |  |  |  | NT |
| 25 |  | ダツ | メダカ | ミナミメダカ | $\begin{aligned} & \begin{array}{l} \text { 可和名橋 } \\ \text { 新瑞橋 } \end{array} \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  | VU |  | vU |  |  |  | VU |
| 26 | 二枚貝 | マルスダレガイ | フナガタガイ | ウネナシトマヤガイ | 大手ふ頭南 |  |  | NT |  |  |  |  |  | NT |
| 計 | － | 12目 | 19科 | 26種 | － | 0種 | 2 種 | 16種 | 0種 | 8 種 | 8 種 | 5 種 | 0種 | 22 種 |

注）重要な種の選定基準は，前掲表 1－4－30に対応する。

## （1）重要な群落

重要な群落は，表 1－4－32に示す選定基準に該当する種とした。
なお，重要な群落は，調査地域及びその周辺では確認されていない。

表 1－4－32 重要な群落の選定基準

| No． | 略称 | 重要な種の選定基準 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 群落 RDB | 「植物群落レッドデータ・ブック」（財団法人日本自然保護協会•財団法人世界自然保護基金日本委員会，平成 8 年）の選定群落 |
| 2 | 特定植物群落 | 「第2回自然環境保全基礎調査」（環境庁，昭和 57 年）「第 3 回 自然環境保全基礎調査」（環境庁，平成元年）「第 5 回自然環境 保全基礎調査」（環境庁，平成 12 年）における特定植物群落 |

## エ 生態系

調査地域及びその周辺は名古屋港湾奥部に位置し，西側は埋立地に工場地帯が広がり，東側は名古屋市南区の市街地となっている。河川は事業予定地である大江川のほか，北側には堀川及び山崎川，南側には天白川があり，閉鎖性の高い港湾に流下している。河岸及び海岸ともに人工護岸となっており，注目される干潟，藻場，砂浜等は報告されて いない。全体的には人為的影響を強く受けた環境であるため，そこに成立する陸域生態系及び海域生態系ともに貧弱であると考えられる。

事業予定地及びその周辺についてみると，生物に関する既往調査等の情報は少ないが，鳥類は継続的•定期的に調査が実施されている。令和元年～2年度の調査結果によると，大江川河口にはヨシ原と工場内緑地を利用する小鳥類や，川面を利用する水鳥が確認さ れている。また，大江川緑地では，渡りシーズンに多種の鳥類を見ることができると報告されている。なお，「レッドデータブックなごや 2015 植物編」によると，大江川河口部には低湿地性植物のコギシギシ，塩湿地性植物のアキノミチヤナギの確認情報がある。

これらの情報を踏まえると，事業予定地及びその周辺の生物相は単調と考えられるも のの，大江川にはヨシ原を中心とした湿地生態系，海域生物とつながりのある河川生態系が成立しているものと考えられる。また，大江川緑地には，まとまった緑地が少ない都市空間の中で，多くの鳥類が利用する樹林生態系が成立していると考えられる。

## オ 緑地の状況

調査地域の都市計画公園及び都市計画緑地の分布状況は，図 1－4－22に示すとおりで ある。

調査地域には，都市計画公園，都市計画緑地及び港湾緑地があり，水袋公園，千鳥公園等の公園が分布している。なお，事業予定地の東側には，宝生公園及び大江川緑地が ある。

調査地域の緑被地の分布状況は，図 1－4－23に示すとおりである。
緑被地としては高木，草及び芝の割合が多くなっている。なお，事業予定地の東側の大江川緑地には，まとまった高木がある。


図 1－4－22 緑地の分布状況


図 1－4－23 緑被地の分布状況

## （5）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

## ア 景観資源•眺望景観

調査地域は，大部分が市街地及び工場地帯であり，特筆すべき景観資源及び眺望景観 は存在しない。

出典）「第3回自然環境保全基礎調査（愛知県自然環境情報図）」（環境庁，平成元年）
「都市景観重要建築物等指定物件」（名古屋市ウェブサイト）
「港区のまちめぐり」（名古屋市ウェブサイト）
「南区のまちめぐり」（名古屋市ウェブサイト）

## ィ 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は，図 1－4－24に示すとお りである。

事業予定地の東側には大江川緑地があり，池，人工水路，芝生広場，サイクリングコ ース等が整備されている。また，季節により桜，彼岸花，紅葉が楽しめる。

## ウ 屋外レクリエーション施設

調査地域における屋外レクリエーション施設の状況は，表 1－4－33及び図 1－4－24に示すとおりである。

調査地域には13箇所の屋外レクリエーション施設があり，サイクリングコース，野球場，広場等が整備されている。

表 1－4－33 屋外レクリエーション施設の状況

| No． | 名称 | 概 要 |
| :---: | :--- | :--- |
| 1 | 大江川緑地 | 芝生広場，サイクリングコース，人工水路，池 |
| 2 | 大生公園 | 広場，スポーツレクリエーション広場 |
| 3 | 宝公園 | 広場，児童球戯場 |
| 4 | 宝生公園 | 広場，野球場 |
| 5 | 水袋公園 | 広場，児童球戯場 |
| 6 | 要公園 | 広場 |
| 7 | 千鳥公園 | 広場，児童球戯場 |
| 8 | 源兵衛公園 | 広場，児童球戯場 |
| 9 | 三吉公園 | 広場 |
| 10 | 元柴田公園 | 広場，児童球戯場 |
| 11 | 白水公園 | 広場，野球場 |
| 12 | 船見緑地 | 広場，野球場 |
| 13 | 滝春公園 | 広場 |

出典）「名古屋市都市計画情報提供サービス（都市計画公園等）」（名古屋市ウェブサイト）
「公園•緑地など」（名古屋市ウェブサイト）
「港区のまちめぐり」（名古屋市ウェブサイト）
「南区のまちめぐり」（名古屋市ウェブサイト）
「名古屋港の緑地計画•海浜計画」（名古屋港管理組合ウェブサイト）


図 1－4－24 人と自然との触れ合いの活動の場，屋外レクリエーション施設の状況

## 4－2 社会的状況

## （1）人口及び産業

## ア 人口，世帯数及び人口動態

令和 2 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は，表 1－4－34に示すとおりである。人口は，名古屋市は増加傾向を示しているが，港区，南区及び調查地域は減少傾向を示している。

なお，調査地域の人口は 29,101 人，事業予定地を含む町•丁目の人口は 1,375 人であ る。

1 世帯当たりの人員は，名古屋市，港区，南区及び調査地域は，ほぼ同じ値である。
また，令和 2 年 10 月 1 日現在における齢別人口構成比は図 1－4－25に，昼夜間人口は表 1－4－35に示すとおりである。

年齢別人口は，名古屋市と比べ港区及び南区ともに 15 歳未満及び $15 \sim 64$ 歳の比率は低く， 65 歳以上の比率は高くなっている。

昼夜間人口比率は，港区が約 $114 \%$ ，南区が約 $100 \%$ であり，港区は事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

表 1－4－34 人口及び世帯数（令和 2 年）

| 区 分 | 人口 (人) <br> （A） | 世帯数 （世帯） | 1 世帯当たり <br> の人員（人） | 平成 27 年人口（人） <br> （B） | 増加率 <br> （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 名古屋市 | 2，333， 406 | 1，117， 930 | 2.09 | 2，295， 638 | 1.6 |
| 港 区 | 143， 764 | 63， 461 | 2.27 | 146， 745 | －2．0 |
| 南区 | 134， 631 | 62， 133 | 2.17 | 136， 935 | －1．7 |
| 調査地域 | 29， 101 | 13，959 | 2.08 | 30，179 | －3．6 |

注）1：令和 2 年 10 月 1 日現在
2 ：増加率 $(\%)=((A-B) / B) \times 100$
出典）「令和 2 年国勢調査 名古屋の町（大字）•丁目別人口（速報値）」

「平成 27 年国勢調査 名古屋の町（大字）•丁目別人口」 （名古屋市ウェブサイト）


注）令和2年10月1日現在出典）「令和 2 年度国勢調査 名古市の人口と世帯数（確定値）」
（名古屋市ウェブサイト）
図 1－4－25 年齢別人口構成比（平成 27 年）

表 1－4－35 昼夜間人口（平成 27 年）

| 区 分 | 昼間人口 <br> （人） | 夜間人口 <br> （人） | 昼夜間 <br> 人口比率 <br> $(\%)$ |
| :--- | ---: | :---: | :---: |
| 名古屋市 | $2,569,376$ | $2,263,894$ | 113.5 |
| 港区 | 170,191 | 149,215 | 114.1 |
| 南区 | 141,832 | 141,310 | 100.4 |

注）1：平成 27 年 10 月 1 日現在
2 ：昼夜間人口比率 $=$（昼間人口 $/$ 夜間人口）$\times 100$
出典）「平成 27 年度国勢調査 名古屋の昼間人口」
（名古屋市ウェブサイト）

## イ 産 業

名古屋市，港区及び南区の平成 28 年 6 月 1 日現在における産業別事業所数の割合は図 1－4－26に，産業別従業者数の割合は図 1－4－27に示すとおりである。

名古屋市，港区及び南区における事業所数及び従業者数は，第三次産業の割合が高く なっている。

名古屋市との比較では，第三次産業の事業所数及び従業者数の割合は，港区及び南区 ともに名古屋市よりも低く，第二次産業の割合は名古屋市よりも高くなっている。


注）平成 28 年 6 月 1 日現在
出典）「平成 28 年度 経済センサス活動調査（確報）結果の概要」
（名古屋市ウェブサイト）
図 1－4－26 産業別事業所数の割合


注）平成 28 年 6 月 1 日現在
出典）「平成 28 年度 経済センサス活動調査（確報）結果の概要」
（名古屋市ウェブサイト）
図 1－4－27 産業別従業者数の割合

## （2）土地利用

## ア 土地利用の状況

名古屋市，港区及び南区の令和2年1月1日現在における土地利用の状況は，表1－ 4－36に示すとおりである。

名古屋市，港区及び南区における土地利用区分は，宅地の割合が高く，名古屋市では約 $83 \%$ ，港区では約 $72 \%$ ，南区では約 $87 \%$ となっている。

調査地域の建物用途の状況は，図 1－4－28に示すとおりである。
調査地域は，工業施設用地，住居施設用地及び供給•処理•運輸施設用地が多くなっ ている。事業予定地の周囲は，工業施設用地，供給•処理•運輸施設用地が多く，住居施設用地，公園•緑地等が点在している。

表 1－4－36 土地利用の状況

| 区分 | 紛数 | 田 | 畑 | 宅地 | 宅地率 <br> （\％） | 池沼 | 山林 | 原野 | 鉄道軌道用地 | 雑種地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 名古屋市 | 1，838， 238 | 59，357 | 52， 578 | 1，520， 493 | 82.7 | 564 | 21，987 | 2，242 | 28，245 | 152，772 |
| 港区 | 240，492 | 37，410 | 8，596 | 173， 425 | 72.1 | － | － | － | 1，921 | 19， 140 |
| 南区 | 114， 231 | － | 883 | 98，762 | 86.5 | 239 | 10 | － | 3，671 | 10，666 |

注）1：令和 3 年 1 月 1 日現在
$2:$ 宅地率 $=$ 宅地面積 $/$ 総数 $\times 100$
出典）「毎年の統計データ（名古屋市統計年鑑）」（名古屋市ウェブサイト）

## ィ 都市計画法に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調查地域は，全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途地域の指定状況は，図 1－4－29に示すとおりである。

事業予定地の用途区分は工業専用地域，工業地域及び第1種住居地域である。また，事業予定地周辺の用途区分も工業専用地域，工業地域及び第1種住居地域となっている。

臨港地区の指定状況は，図 1－4－30に示すとおりである。
調查地域には，臨港地区の指定があり，商港区，工業港区及び特殊物資港区に指定さ れている。なお，事業予定地の周囲には，工業港区の指定がある。

高度地区の指定状沉は，図 1－4－31に示すとおりである。
調査地域には， 31 m 高度地区，絶対高 31 m 高度地区及び絶対高 45 m 高度地区の指定が ある。なお，事業予定地及びその周囲には， 31 m 高度地区及び絶対高 31 m 高度地区の指定がある。

調査地域に風致地区の指定はない。

出典）「名古屋市都市計画情報提供サービス（その他の地域地区，地区計画）」
（名古屋市ウェブサイト）


図 1－4－28 建物用途の状況


図 1－4－29 用途地域の指定状況


図 1－4－30 臨港地区の指定状況


図 1－4－31 高度地区の指定状況

## ウ 周辺地域における開発の動向

大江川の河口において，防潮壁を設置する計画が存在する。防潮壁の設置位置は，図 1－4－32に示すとおりである。

その他の事業予定地周辺における大規模な開発計画は予定されていない。


図 1－4－32 防潮壁設置位置

## （3）水域利用

## ア 河川の利用の状況

調査地域の北側を流れる山崎川に許可水利権及び慣行水利権は存在しない。調査地域 の南側を流れる天白川水系には，農業用の許可水利権が 6 件，慣行水利権が 18 件，工業用の許可水利権が存在する。

なお，調査地域及びその周辺の河川に漁業権は設定されていない。
出典）「二級河川山崎川水系 河川整備基本方針」（名古屋市，平成 25 年）
「二級河川天白川水系 河川整備基本方針」（愛知県，平成 20 年）
「内水面における禁止区域及び禁止期間」（愛知県ウェブサイト）

## イ 海域の利用の状況

事業予定地周辺における海域の利用規制の状況は，図 $1-4-33$ に示すとおりである。事業予定地周辺の海域は，名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。 なお，事業予定地周辺の海域に漁業権は設定されていない。

出典）「伊勢湾流域の環境（漁業•漁場）」（伊勢湾環境データベース）


図 1－4－33 水域利用規制状況

## （4）交 通

## ア 陸上交通

（ア）交通網（道路網，公共交通機関網）
主要な道路網は，図 1－4－34に示すとおりである。
調查地域には，名古屋高速 4 号東海線，名古屋高速 3 号大高線，一般国道 23 号及び 247 号，主要県道名古屋半田線及び諸輪名古屋線等が通っている。

鉄道の状況は，図1－4－35に示すとおりである。
調查地域には，名鉄の常滑線及び築港線，臨海鉄道の東港線及び東築線が通っている。 バス路線の状況は，図1－4－35に示すとおりである。
調查地域には，市バスが通っている。

## （1）道路交通状況

調査地域における平成 27 年度の交通量調査区間は図 1－4－36に，調査結果は表 1－ 4－37に示すとおりである。

事業予定地周辺の道路の自動車交通量は，一般国道247号（No．7）が 35,561 台／12時間及び 48,008 台／ 24 時間，主要県道諸輪名古屋線（No．8）が 11， 150 台／12時間及び 14,607台 $/ 24$ 時間，主要県道名古屋半田線（No．10）が 10,591 台／ 12 時間及び 14,721 台 $/ 24$ 時間，主要県道名古屋半田線（No．11）が 18 ， 836 台／12時間及び 28 ， 443 台 $/ 24$ 時間である。

また，大型車混入率は， $12.9 \sim 43.3 \%$ である。

表 1－4－37 交通量調査結果（平成 27 年度）

| 道路種别 | No． | 路線名 | 調査区間 | 自動車 <br> （台） |  | 大型車混入率 <br> （\％） <br> 12 時間 | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 歩行者 } \\ \text { (人) } \end{array} \\ \hline 12 \text { 時間 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\underset{(12 \text { 自転車 }}{(\text { 台 })}$12 時間 | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 動力付 } \\ \text { 工輪車類 } \\ \left(\frac{厶 口}{\text { a }}\right. \end{array} \\ 12 \text { 時間 } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 12時間 | 24時間 |  |  |  |  |
| 都市高速道路 | 1 | 愛知県道高速名古屋新宝線 （名古屋高速 4 号東海線） | 江川線～港区•東海市境 | 19， 679 | 23， 902 | 20.5 | － | － | － |
|  | 2 | 名古屋市道高速 2 号 （名古屋高速 3 号大高線） | 諸輪名古屋線～南区•緑区境 | 48， 686 | 61，436 | 12.9 | － | － | － |
| 一般国道 | 3 | 23 号 | 緑区•南区境～諸輪名古屋線 | 56， 572 | 85， 989 | 31.2 | － | － | － |
|  | 4 |  | 諸輪名古屋線～名古屋半田線 | 56， 234 | 84，351 | 32.0 | － | － | － |
|  | 5 |  | 名古屋半田線 $~$ 名古屋東港線 | 56， 265 | 88， 899 | 36.5 | － | － | － |
|  | 6 | 247 号 | 東海橋線～名古屋半田線 | 31，272 | 43， 156 | 13.1 | 0 | 0 | 0 |
|  | 7 |  | 名古屋半田線～南区•緑区境 | 35，561 | 48， 008 | 13.6 | 0 | 0 | 0 |
| 主要県道 | 8 | 諸輪名古屋線 | 一般匤道23号～名古屋半田線 | 11， 150 | 14， 607 | 26.8 | 0 | 0 | 0 |
|  | 9 | 名古屋半田線 | 一般国道23号～一般㧫道247号 | 17， 831 | 24， 072 | 18.3 | 0 | 0 | 0 |
|  | 10 |  | 一般国道247号～南区•港区境 | 10，591 | 14， 721 | 21.5 | 0 | 0 | 0 |
|  | 11 |  | 南区•港区境～港区•東海市境 | 18，836 | 28， 443 | 35.1 | 0 | 0 | 0 |
| 一般県道 | 12 | 名古屋東港線 | 諸輪名古屋線～名古屋東港線 | 7，991 | 10，628 | 43.3 | 0 | 0 | 0 |
| 一般市道 | 13 | 明治町東築地線 | 南区明治一丁目～港区大江町 | 7，654 | － | 14.8 | 393 | 529 | 190 |
|  | 14 | 弦月宝生線 | 南区本地通二丁目～南区港東通一丁目 | 7，348 | － | 14.4 | 153 | 533 | 164 |

注）1：12 時間交通量の観測時間は，午前 7 時～午後 7 時。
2：「一」は，非観測区間でデータのないものを示す。
3：路線名の（ ）内は，通称名を示す。
出典）「平成 27 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市ウェブサイト）


図 1－4－34 主要な道路網


図 1－4－35 鉄道網及びバス路線図


図 1－4－36 交通量調査区間

## （ウ）公共交通機関の利用状況

調査地域を通る名鉄線の令和元年度における駅別乗車人員は，表 1－4－38に示すとお りである。

駅別乗車人員は，大江駅が約 846,000 人，大同町駅が約 $1,725,000$ 人，柴田駅が約 671,000 人，東名古屋港駅が約 842,000 人である。

表 1－4－38 駅別乗車人員（令和2年度）

| 路線名 | 駅名 | 単位：車人員 |
| :---: | :--- | :---: |
| 名鉄常滑線 |  |  |
|  | 大江 | 846,368 |
|  | 大同町 | $1,725,242$ |
|  | 柴田 | 671,727 |
| 名鉄築港線 | 東名古屋港 | 842,318 |

出典）「毎年の統計データ（名古屋市統計年鑑）」
（名古屋市ウェブサイト）

## イ 海上交通

## （ア）航路の状況

名古屋港の航路の状況は，表 1－4－39及び前掲図 1－4－33に示すとおりである。
名古屋港には，高潮防波堤開口部を通る東航路及び西航路と，それらに接続する北航路がある。

表 1－4－39 名古屋港の航路

|  | 単位 $: \mathrm{m}$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 名称 | 延長 | 幅員 | 水深 |
| 東航路 | 10,000 | $580 \sim 610$ | $15.0 \sim 16.0$ |
| 西航路 | 8,400 | $350 \sim 400$ | $12.0 \sim 16.0$ |
| 北航路 | 5,000 | $200 \sim 400$ | $10.0 \sim 12.0$ |

出典）「港湾施設」（名古屋港管理組合ウェブサイト）

## （1）入港船舶の状況

名古屋港の入港船舶数及び総トン数は，表 $1-4-40$ に示すとおりである。
令和 2 年の入港船舶数は約 29,000 隻，総トン数は約 2 億 1 千万トンである。

表 1－4－40 名古屋港の入港船舶数及び総トン数（令和2年）

| 合計 |  | 外航船 |  |  | 内航船 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 隻数 |  | 総トン数 | 隻数 | 総トン数 |  |
| 29,243 | $210,770,023$ | 7,168 | $172,211,667$ | 22,075 | 数 |  |
| 総トン数 |  |  |  |  |  |  |

出典）「名古屋港統計年報（令和 2 年）」（名古屋港管理組合ウェブサイト）

## （5）地域社会等

## ア 学校，病院，コミュニティ施設等

学校，病院，コミュニティ施設等の状況は，表 1－4－41及び図 1－4－37に示すとおりで ある。
調查地域には，保育所•子ども園が 10 箇所，幼稚園が 1 箇所，小学校が 6 箇所，中学校が 1 箇所，高等学校が 1 箇所，特別支援学校が 1 箇所，大学が 1 箇所，コミュニティ センターが 6 箇所，病院•診療所が 4 箇所，福祉施設が 7 箇所，児童館が 1 箇所ある。

表 1－4－41 学校，病院，コミュニティセンター等

| 区分 | No． | 名称 | 区分 | No． | 名称 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 保育所•子ども園 | 1 | 神松保育園 | 大学 | 21 | 大同大学 |
|  | 2 | ほうしょう保育園 | コミュニティセンター | 22 | 大生ふれあいセンター |
|  | 3 | たから園 |  | 23 | 宝生コミュニティセンター |
|  | 4 | ゆら保育園 |  | 24 | 宝南コミュニティセンター |
|  | 5 | eagle HOUSE |  | 25 | 白水コミュニティセンター |
|  | 6 | 白水保育園 |  | 26 | 千鳥コミュニティセンター |
|  | 7 | 葵第二幼稚園 |  | 27 | つどいの館和光 |
|  | 8 | 大生幼児園 | 病院•診療所 | 28 | 大同病院 |
|  | 9 | 葵第一幼稚園 |  | 29 | 山口病院 |
|  | 10 | 菜の花保育園 |  | 30 | 南医療生協かなめ病院 |
| 幼稚園 | 11 | 大江幼稚園 |  | 31 | アイ・レディスクリニック |
| 小学校 | 12 | 白水小学校 | 福祉施設 | 32 | ゆらあいの里大同 |
|  | 13 | 柴田小学校 |  | 33 | 南生苑 |
|  | 14 | 大生小学校 |  | 34 | はるかぜ |
|  | 15 | 宝小学校 |  | 35 | ケアマキス柴田 |
|  | 16 | 千鳥小学校 |  | 36 | なごやの家中割 |
|  | 17 | 宝南小学校 |  | 37 | 癒しの郷 |
| 中学校 | 18 | 名南中学校 |  | 38 | 華々南 |
| 高等学校 | 19 | 大同大学大同高等学校 | 児童館 | 39 | 南児童館 |
| 特別支援学校 | 20 | 南養護学校分校 |  |  |  |

注）診療所は，病床を有する診療所のみ記載した。
出典）「保育所等」（名古屋市ウェブサイト）
「幼稚園」（名古屋市ウェブサイト）
「学校一覧」（愛知県ウェブサイト）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ウェブサイト）
「病院名簿（令和 3 年 10 月 1 日現在）」（愛知県ウェブサイト）
「医院•病院検索」（名古屋市医師会ウェブサイト）
「高齢者向け施設のご案内」（愛知県ウェブサイト）
「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」（名古屋市ウェブサイト）
「暮らしの情報（施設案内）」（名古屋市ウェブサイト）


図 1－4－37（1）保育所•子ども園，教育施設位置図


図 1－4－37（2）コミュニティ施設，病院，福祉施設等位置図

## 1 文化財の分布

調査地域には，「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号），「愛知県文化財保護条例」
（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財はない。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ウェブサイト）

> 「国指定文化財等データベース」 (文化庁ウェブサイト)

## ウ 交通安全の状況

令和 3 年における名古屋市内の交通事故状況は，表 1－4－42に示すとおりである。名古屋市内の交通事故死者数は 22 人となっており，前年からは 20 人減少している。調査地域が位置する港区及び南区の交通事故死亡者数は，港区が 3 人で前年から 5 人 の減少，南区が 4 人で前年と同数となっている。

表 1－4－42 名古屋市内の交通事故状況（死者数，負傷者数，人身事故件数）

| 項目 | 港区 |  | 南区 |  | 名古屋市 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 令和 3 年 | 前年比 | 令和 3 年 | 前年比 | 令和 3 年 | 前年比 |
| 人身事故件数（件） | 617 | +62 | 506 | +74 | 8,224 | +249 |
| 死傷者数（人） <br> 死者数（人） | 736 | +84 | 571 | +79 | 9,639 | +253 |

出典）「愛知県の交通事故発生状況（令和 3 年中）」（愛知県警察ウェブサイト）

## エ 上水道•下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は $100.0 \%$（令和 3 年 3 月 31 日現在），公共下水道の人口普及率注）は $99.3 \%$（令和 3 年 3 月 31 日現在）となっている。

また，名古屋市の下水道整備状況は図 1－4－38に示すとおりであり，調査地域の東側 は合流区域となっている。

なお，事業予定地の一部を含む大江川河口地域には公共下水道が整備されていない。
出典）「毎年の統計データ（名古屋市統計年鑑）」（名古屋市ウェブサイト）
参考）名古屋市への聞き取り調査

注）（人口普及率）$=($ 処理区域内人口）$\div($ 行政区域内人口）$\times 100$


注）令和元年度末現在
出典）「なごやの水道•下水道（令和 3 年度版）」（名古屋市上下水道局ウェブサイト）
図 1－4－38 下水道の整備状況

## オ 廃棄物等の発生状況等

名古屋市における令和 2 年度のごみ収集搬入量は 587,864 トンで，前年度と比べ約 $7 \%$減少している。

令和 2 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は，表 1－4－43に示すとおりで あり，港区及び南区における収集量の構成は，名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

表 1－4－43 ごみ及び資源収集量（令和2年度）
単位：トン

|  | ごみ収集 |  |  |  |  | 資源収集 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 蛍光管•水銀体温計等 | 環境美化 |  |  |
| 名古屋市 | $\begin{aligned} & 385,653 \\ & (80.3 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 20,057 \\ & (4.2 \%) \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 9,973 \\ (2.1 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 124 \\ (0.03 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 1,343 \\ (0.3 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 63,298 \\ (13.2 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 480,448 \\ (100.0 \%) \end{array}$ |
| 港区 | $\begin{array}{r} 25,507 \\ (81.1 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 1,370 \\ (4.4 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 533 \\ (1.7 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} - \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 221 \\ (0.7 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 3,833 \\ (12.2 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 31,464 \\ (100.0 \%) \\ \hline \end{array}$ |
| 南区 | $\begin{array}{r} 22,845 \\ (81.0 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 1,189 \\ (4.2 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 467 \\ (1.7 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} - \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 64 \\ (0.2 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 3,636 \\ (12.9 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 28,201 \\ (100.0 \%) \\ \hline \end{array}$ |

注）1：（ ）内の数値は，収集量に対する各区分の収集割合を示す。
2：四捨五入のため，内訳と合計が一致しない場合がある。
3：「環境美化」とは，「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。
出典）「事業概要（令和 3 年度資料編）」（名古屋市ウェブサイト）

## （6）関係法令の指定•規制等

## ア 公害関係法令

（ア）環境基準等
a 大気汚染（資料2－9（資料編 p．28）参照）
「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき，大気汚染に係る環境基準が定めら れている。また，「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき，大気汚染に係る環境目標値が定められている。

なお，工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所につ いては，環境基準は適用されない。
b 騒 音（資料 2－10（資料編 p．30）参照）
「環境基本法」に基づき，騒音に係る環境基準が定められている。

「環境基本法」に基づき，水質汚濁に係る環境基準が定められている。また，「名古屋市環境基本条例」に基づき，水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお，事業予定地周辺の河川の類型区分は（i ）表では堀川及び山崎川が D 類型，天白川が C 類型，（ii）表では3河川ともに生物 B に該当する。

また，事業予定地周辺の海域の類型区分は，（i）表ではC類型（名古屋港（甲）），（ii）表ではIV類型（伊勢湾（イ）），（iii）表では生物 A に該当する。なお，現時点で，（iv）表 による類型指定はなされていない。
d 土壌汚染（資料 $2-12$（資料編 p．$\underline{39 \text { ）参照）}}$
「環境基本法」に基づき，土壌の汚染に係る環境基準が定められている。
e ダイオキシン類（資料 $2-13$（資料編 p．40）参照）
「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき，大気，水質，水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

## （1）規制基準等

## a 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」に基づ き，ばいじん，硫黄酸化物，窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準，粉じんなどを発生する施設についての構造•使用等に関する基準，特定粉じんを排出す る作業についての基準，一定規模以上の工場•事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定め た総量規制基準が定められている。

また，「名古屋市環境保全条例」に基づき，一定規模以上の工場•事業場を対象に，窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

## b 騒 音（資料 $2-14$（資料編 p．41）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき，特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生 する騒音の規制に関する基準が定められている。

「騒音規制法」第 17 条第 1 項に基づき，自動車騒音の限度が定められている。
また，「学校保健安全法」第 6 条第 1 項に基づき，騒音に関する学校環境衛生基準が定 められている。
c 振 動（資料 $2-15$（資料編 p．45）参照）
「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき，特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生 する振動の規制に関する基準が定められている。

また，「振動規制法」第16条第1項に基づき，道路交通振動の限度が定められている。

## d 悪 臭（資料 2－16（資料編 p．48）参照）

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき，名古屋市では，市の全域を規制地域に指定するとともに，敷地境界線上においてアンモニア，メチルメルカプタン等の 22物質の濃度規制基準を定めている。

さらに，アンモニアをはじめとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制，メ チルメルカプタンをはじめとする 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っ ている。

また，「名古屋市環境保全条例」に基づき，人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号） を定めている。
e 水質及び底質（資料 $2-17$（資料編 p．50）参照）
「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）により，水質汚濁に係る排水基準が定められているほか，名古屋港に流入する河川等の公共用水域では，「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）により，業種別に上乗せ排水基準 が定められている。

また，水銀及び PCBを含む底質には，「底質の処理•処分等に関する指針について」（環水管第 211 号）により，底質の処理•処分等に関する指針が定められている。

このほか，埋立場所等に排出しようとする水底土砂については，「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）により，判定基準が定められてい る。

さらに，伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場） から排出される化学的酸素要求量（COD），窒素及び燐について，総量規制基準が定めら れている。

このほか，「名古屋市環境保全条例」に基づき，小規模工場等からの排出水については，

化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事 に伴い公共用水域に排水する場合は，外観，水素イオン濃度，浮遊物質量，ノルマルヘ キサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。

## f 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき，市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに，当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお，事業予定地を含む地域（公有水面は除く。）は，「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制区域に指定されており，工業用に地下水を採取する場合であって，揚水機の吐出口断面積が $6 \mathrm{~cm}^{2}$ を超える場合は市長の許可が必要となる。

## g 土 壌

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において，「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時，または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれ があると都道府県知事（名古屋市においては市長）が認めるときは，同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また， $3,000 \mathrm{~m}^{2}$ 以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については 900 $\mathrm{m}^{2}$ 以上）の土地の形質の変更をしようとするときは，「土壌汚染対策法」に基づき，土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに名古屋市長に届け出るとともに，「名古屋市環境保全条例」に基づき，当該土地において過去に特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し，その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに，特定有害物質等取扱工場等では， $500 \mathrm{~m}^{2}$ 以上 $3,000 \mathrm{~m}^{2}$ 未満の土地の形質の変更を行おらとするときには，「名古屋市環境保全条例」に基づき，事前に特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成•提出した後に，土壌汚染等調査を実施し，そ の結果を名古屋市長に報告しなければならない。（「土壌汚染対策法」に基づき調査を行 う場合を除く。）
土壌に係る規制基準は，「土壌汚染対策法」，「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」 （昭和 45 年法律第 139 号），「名古屋市環境保全条例」において，それぞれ定められてい る。（資料 2－18（資料編 p．$\underline{54) ~ \text { 参照）}}$

## h ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により，同法における特定施設からの排出ガス及 び排水中のダイオキシン類について，排出基準が定められている。

## i 景 観

名古屋市は，平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づ き，良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定してい る。同計画により，名古屋市内全域は，建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行ら場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに，景観上重要な建

造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用すること ができる区域（景観計画区域）に指定されている。

## j 日 照

「建築基準法」（昭和 25 年法律第201号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」 （昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）に基づき日影による中高層の建築物の高さの制限が定められている。

## k 緑 化

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき，第 1 種住居地域，工業地域及び工業専用地域については，敷地面積 $300 \mathrm{~m}^{2}$ 以上の施設の新築または増築において，対象となる敷地面積の 10 分の 1.5 以上を緑化する必要がある。

## ｜地球温暖化

## （a）建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき，建築主は建築物 を建築するにあたり，地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよ ら努めなければならない。また，建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により，床面積 $2,000 \mathrm{~m}^{2}$ を超える建築物の建築主に対し，環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出 が義務付けられている。

## （b）地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき，地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が $800 \mathrm{k} \mathrm{\ell}$ 以上（原油換算） に該当する工場•事業場）は，「事業者の概要」，「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」，「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果 ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状沉」等を記載した「地球温暖化対策実施状沉書」を作成し，名古屋市長に届け出なければならない。

## 个 廃棄物関係法令

## （ $\upharpoonright$ ）事業系廃枀物

事業活動に伴って生じる廃棄物については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 （昭和 45 年法律第 137 号）に基づき，一般廃棄物，産業廃棄物を問わず，事業者の責任 において適正に処理することが義務付けられている。また，「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）に基づき，事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより，減量化に努めることが義務付けられている。

## （1）建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については，「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」，「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23年）に基づき，事業者の責任において適正に処理するとともに，運搬車両ごとにマニフ エストを発行することが義務付けられている。また，「建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき，事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに，建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進 するよう努めることが義務付けられている。愛知県では，同法第 4 条に基づき，「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定されている。

## ウ 自然環境関係法令

## （ア）自然公園地域の指定状況

調査地域には，「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

## （1）自然環境保全地域の指定状況

調査地域には，「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及 び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域 の指定はない。

## （ウ）緑地保全地域の指定状況

調査地域には，「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定 はない。

## （土）鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は，全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

## 工 防災関係法令

## （ア）砂防指定地の指定状況

調査地域には，「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

## （1）地すべり防止区域の指定状況

調査地域には，「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

## （ウ）急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には，「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

## （I）災害危険区域の指定状況

調査地域は，図 1－4－39に示すとおり，「建築基準法」に基づく災害危険区域として，「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち，第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

## （才）防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域は，全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく準防火地域に指定されている。

## （力）河川保全区域の指定状況

調査地域の南側を流れる天白川は，「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川保全区域に指定されており，河川の法尻から 18 m の範囲で土地の形状を変更する行為や工作物の新築，改築を行う場合には，河川管理者の許可が必要となる。

## （キ）海岸保全区域の指定状況

事業予定地の位置する大江川は，「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づき，海岸保全施設（防潮壁）の位置にあわせて海岸保全区域に指定されている。


図 1－4－39 災害危険区域の指定状況

## （7）環境保全に関する計画等

## ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は，「環境基本法」に基づき，「愛知地域公害防止計画」を平成 24 年 3 月に策定 している。策定地域は，名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお，計画の実施期間 は，平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

## イ 愛知県環境基本計画

愛知県は，「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき，環境の保全に関 する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成9年8月に策定している。本計画は，その後，社会情勢の変化や環境の状沉に的確に対応するために，平成14年9月に第2次，平成20年3月に第3次，平成 26年5月に第4次として改訂されている。さらに，令和 3 年 2 月，持続可能な社会の形成 を着実に推進するため，第5次として改訂されている。なお，「第5次愛知県環境基本計画」の期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までである。

## ウ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は，「名古屋市環境基本条例」に基づき，環境の保全に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために，「名古屋市環境基本計画」を平成11年8月に策定しており， その後，平成 18 年 7 月に第 2 次，平成 23 年 12 月に第 3 次として改訂されている。

さらに，令和 3 年 9 月，持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて，第 4 次とし て改訂されている。なお，「第4次名古屋市環境基本計画」の施策は，表1－4－44に示す とおりであり，計画の期間は令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10年間となっている。

表 1－4－44 第4次名古屋市環境基本計画の施策

| みんなで目指す2030年 のまちの姿 | 施策 | 施策の柱 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { パートナー } \\ & \text { シップで創 } \\ & \text { る快適な都 } \\ & \text { 市環境と自 } \\ & \text { 然が調和し } \\ & \text { たまち } \end{aligned}$ | ［施策 I ］ <br> 全ての主体の環境に関わる学びと行動，パ ートナーシップを推進する | 1．環境に関わる学びを推進する <br> 2．環境にやさしい行動を促進する <br> 3．パートナーシップを推進する |
|  | ［施策 II ］ <br> 健康で安全，快適な生活環境の保全をはか る | 1．大気環境の向上をはかる <br> 2．水環境の向上をはかる <br> 3．土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する <br> 4．騒音•振動•悪臭対策や有害化学物質対策を推進する <br> 5．公害による健康被害の救済と予防を行う |
|  | ［施策 III］ <br> 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用，適正処理を推進する | 1．リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進 する <br> 2．分別・リサイクル（再生利用）を推進する <br> 3．ごみの適正な処理を推進する |
|  | ［施策IV］生物多様性の保全と持続可能な利用，水循環機能の回復をはか る | 1．生物多様性の主流化を推進する <br> 2．豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する <br> 3．風土にあった生きものを保全する <br> 4．水循環機能の回復を推進する |
|  | ［施策 V］ <br> 気候変動に対する緩和策と適応策を推進 する | 1．温室効果ガスの排出抑制を推進する <br> 2．気候変動によるリスクへの備えを推進する |

## 工 名古屋港港湾計画

名古屋港では，「名古屋港港湾計画改訂」（名古屋港港湾管理者•名古屋港管理組合，平成 27 年 12 月）において，良好な港湾環境の形成に向け，表 1－4－45に示す基本方針 に基づき，環境施策に取り組んでいる。なお，事業予定地は，港湾計画において前掲図 1－2－3（p． 6 参照）に示すとおり「緑地」及び「その他緑地」となっている。

表 1－4－45 名古屋港港湾計画における基本方針

| 基本方針 | 港湾環境の維持• <br> 回復•創造 | 周辺地域や海域への環境にも配慮し，身近で親しま れる港湾環境の創出とともに，貴重な自然環境の保全，生物多様性への配慮，水環境の改善により，「港湾環境 の維持•回復•創造」を図っていく。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 港湾における環境負荷の軽減 | 大気環境対策や地球温暖化対策を推進するほか，資源循環に取り組み，「港湾における環境負荷の軽減」を図る。 |

## オ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は，平成19年2月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」 を策定している。その後，平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ，2050年を目途として，実現したい名古屋の姿と実現に向けての取り組みや，2012年，2025年及び2050年までに行うことをまとめ，「水 の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では，水の環復活に取り組む基本方針として「（1）水循環の観点からまちづくりに「横系」を通すこと」，「（2）2050年を ターゲットとする「見通し」を持つこと」，「3）順応的管理を行うこと」，「（4）地域間連携 を積極的に行うこと」を掲げている。現在は，2025年までを目標とした「第2期実行計画」に基づく取り組みの期間中である。

## 力 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は，低炭素で快適な都市なごやを目指して，「低炭素都市 2050 なごや戦略」 を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では，名古屋の自然や風土を生かしたまち づくりを進め，地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として，2050年までの長期目標として 8 割削減， 2020 年までの中期目標で $25 \%$ 削減（ともに 1990 年度比）を提示している。

## キ 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は，平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として，戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上で の最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

また，「パリ協定」の採択，国の「地球温暖化対策計画」の策定等を踏まえ 2030 年度 に向けた新たな温暖化対策の計画として「低炭素都市なごや戦略第2次実行計画2018－ 2030」を平成 30 年 3 月に策定し，2030年度に向けた新たな削減目標として，2013年度比で温室効果ガス排出量を $27 \%$ 削減，最終エネルギー消費量を $14 \%$ 削減し，温室効果ガ ス排出量を 1,172 万 t ／年にすることを目標としている。

## ク 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は，生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために，「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では，「身近な自然の保全•再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から，市民とともに，「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を，「戦略 1 自然に支え られた健康なまちを創ります」，「戦略2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創りま す」「戦略3自然とともに生きる文化を創ります」，「戦略 4 まもり・育て・活かすし くみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

## ケ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市では，平成 6 年 6 月に「ごみ減量化•再資源化行動計画」を策定し，その総合的な推進を図っている。また，平成 12 年 8 月からは，「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき，紙製及びプラスチ ック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方，平成 28 年 3 月には，環境負荷の低減と安定的•効率的な処理体制の碓保をめざ し，計画的な施設整備を進めていくため，「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

## コ 名古屋市地域防災計画

名古屋市では，災害対策基本法第 42 条，大規模地震対策特別措置法第 6 条及び南海 トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づき，暴風，竜巻，豪雨，洪水，崖崩れ，土石流，高潮，地震，津波，地滑り及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災，爆発，放射性物質の大量放出，車両，船舶，航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため，市域にかかる防災に関し，市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として，災害予防，災害応急対策及び災害復旧について定めた「名古屋市地域防災計画（令和 3 年 7 月修正）」を策定している。

## 第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

## 5－1 環境に影響を及ぼす行為•要因の把握

本事業の実施に伴い，事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為•要因（以下，「影響要因」という。）について，事業特性を踏まえ把握した結果は，表 1－5－1 に示すとおりである。

表 1－5－1 影響要因の把握

| 影響要因の区分 |  | 影響を及ぼす内容 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 細区分 |  |
| 工事中 | 水面の埋立て | 大気汚染物質の発生，悪臭の発生，水質•底質への影響，地下水への影響，地盤への影響，廃棄物等の発生，動植物の生息地•生育地の改変，人と自然との触れ合いの活動の場への影響 |
|  | 建設機械の稼働 | 大気汚染物質の排出，騒音•振動の発生，温室効果ガス の排出，人と自然との触れ合いの活動の場への影響 |
|  | 工事関係車両の走行 | 大気汚染物質の排出，騒音•振動の発生，交通安全への影響，温室効果ガスの排出 |
| 存在• <br> 供用時 | 埋立地の存在 | 水質の変化，動植物•生態系への影響，水象への影響 |

## 5－2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 1－5－1）に基づき，事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し，環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して，環境影響評価 の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は，表1－5－2 に示すとお りである。また，各環境要素について，環境影響評価の項目として抽出した理由は表1－5－3 に，抽出しなかった理由は表 1－5－4に示すとおりである。

なお，環境影響評価の対象とする環境要素は，大気質，悪臭，騒音，振動，水質•底質，地下水，地盤，安全性，廃棄物等，植物，動物，生態系，水循環，人と自然との触れ合い の活動の場及び温室効果ガス等の計 15 項目である。

表 1－5－2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

| 影響要因の区分 |  |  | 事 |  | 存在•供用時 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 環境要素の区分 | 細区分 | 水 | 建 | 工 | 埋 |
|  |  | 面 | 設 | 事 | 立 |
|  |  | 面 | 機 | 関 |  |
|  |  | の | 機 | 係 | 地 |
|  |  |  | 械 | 車 |  |
|  |  | 埋 |  | 両 | の |
|  |  | 立 | 稼 | の | 存 |
|  |  | 立 | 稼 | 走 | 存 |
|  |  | て | 働 | 行 | 在 |
| A 大気質 | 酸化窒素 | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |
|  | 浮遊粒子状物質 | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |
|  | 粉じん | $\bigcirc$ | － | － | － |
| B 悪 臭 | 特定悪臭物質及び臭気指数 | $\bigcirc$ | － | － | － |
| C 風 害 | －－ | － | － | － | － |
| D 騒 音 | 建設作業騒音 | － | $\bigcirc$ | － | － |
|  | 道路交通騒音 | － | － | $\bigcirc$ | － |
| E 振 動 | 建設作業振動 | － | $\bigcirc$ | － | － |
|  | 道路交通振動 | － | － | $\bigcirc$ | － |
| F 低周波音 | － | － | － | － | － |
| G 水質－底質 | 人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類 | $\bigcirc$ | － | － | － |
|  | 浮遊物質量 | $\bigcirc$ | － | － | － |
|  | 化学的酸素要求量 | － | － | － | $\bigcirc$ |
| H 地下水 | 人の健康の保護に関する <br> 項目及びダイオキシン類 | $\bigcirc$ | － | － | － |
| I 土 壌 | － | － | － | － | － |
| J 地 盤 | 地盤変位 | $\bigcirc$ | － | － | － |
| K 地形•地質 | － | － | － | － | － |
| L 日照阻害 | － | － | － | － | － |
| M 電波障害 | － | － | － | － | － |
| N 地域分断 | － | － | － | － | － |
| O 安全性 | 交通安全 | － | － | $\bigcirc$ | － |
| P 廃棄物等 | 廃棄物等 | $\bigcirc$ | － | － | － |
| Q 植 物 | 重要な種•群落 | $\bigcirc$ | － | － | $\bigcirc$ |
| R 動 物 | 重要な種 注目すべき生息地 | $\bigcirc$ | － | － | $\bigcirc$ |
| S 生態系 | 地域を特徴づける生態系 に応じた注目種等 | $\bigcirc$ | － | － | $\bigcirc$ |
| T 緑 地 | － | － | － | － | － |
| U 水循環 | 水象 | － | － | － | $\bigcirc$ |
| V 景 観 | － | － | － | － | － |
| $\mathrm{W} \begin{aligned} & \text { 人と自然との触れ } \\ & \text { 合いの活動の場 }\end{aligned}$ | － |  |  | － | － |
| X 文化財 | － | － | － | － | － |
| Y 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |
| $Z \begin{gathered} \text { ヒートアイランド } \\ \text { 現象 } \end{gathered}$ | － | － | － | － | － |

表 1－5－3 環境影響評価の項目として抽出した理由

| 環境要素 | 時 期 | 抽 出 理 由 |
| :---: | :---: | :---: |
| A 大気質 | 工事中 | －水面の埋立てに伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考 えられる。 <br> －建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 <br> －工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 |
| B 悪 臭 | 工事中 | －水面の埋立てに伴い発生する悪臭による影響が考えられる。 |
| D 騒 音 | 工事中 | - 建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 <br> - 工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられ る。 |
| E 振 動 | 工事中 | - 建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 <br> - 工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられ る。 |
| $\begin{array}{lll} G & \begin{array}{l} \text { 水 } \end{array} & \text { 質• } \\ \text { 底 } & \text { 質 } \end{array}$ | 工事中 | －水面の埋立てに伴う水質•底質への影響が考えられる。 |
|  | 存在時 | －埋立地の存在による水質への影響が考えられる。 |
| H 地下水 | 工事中 | －水面の埋立てに伴う周辺の地下水への影響が考えられる。 |
| J 地 盤 | 工事中 | －水面の埋立てに伴う周辺の地盤変位が考えられる。 |
| O 安全性 | 工事中 | －工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。 |
| P 廃育物等 | 工事中 | －水面の埋立てに伴い発生する廃棄物等による影響が考えられる。 |
| Q 植 物 | 工事中 | －水面の埋立てに伴う重要な種及び群落への影響が考えられる。 |
|  | 存在時 | －埋立地の存在による重要な種及び群落への影響が考えられる。 |
| R 動 物 | 工事中 | －水面の埋立てに伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。 |
|  | 存在時 | －埋立地の存在による重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。 |
| S 生態系 | 工事中 | －水面の埋立てに伴ら地域を特徴づける生態系への影響が考えら れる。 |
|  | 存在時 | －埋立地の存在による地域を特徴づける生態系への影響が考えら れる。 |
| U 水循環 | 存在時 | －埋立地の存在による水象への影響が考えられる。 |
| 人と自然 との触れ W合いの活動の場 | 工事中 | －水面の埋立てに伴い発生する粉じん等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。 <br> －建設機械の稼働に伴い発生する騒音等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。 |
| $\begin{array}{ll}  & \text { 温室効果 } \\ \text { ガス等 } \end{array}$ | 工事中 | －建設機械の稼働及び工事関係車両の走行等に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 |

表 1－5－4 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

|  | 環境要素 | 時 期 | 非 抽 出 理 由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| A | 大気質 | 供用時 | - 著しく大気汚染物質を排出する施設を設置しない。 <br> - 周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。 |
|  | 悪 臭 | 供用時 | －悪臭が発生する施設を設置しない。 |
|  | 風 害 | 存在時 | －著しく風害を発生させる施設を設置しない。 |
| D | 騒 音 | 供用時 | －周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。 |
|  | 振 動 | 供用時 | －周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。 |
| F 低周波音 |  | 工事中 | －著しい低周波音を発生する建設機械を使用しない。 |
|  |  | 供用時 | －低周波音を発生する施設を設置しない。 |
| H | 地下水 | 供用時 | －特定有害物質を使用する施設や，ダイオキシン類を排出する施設を設置しない。 |
| I 土 壌 |  | 工事中 | －公有水面の施工であり，陸地の掘削を行わない。 |
|  |  | 供用時 | －特定有害物質を使用する施設や，ダイオキシン類を排出する施設を設置しない。 |
| J | 地 盤 | 存在時 | －大規模な建築物を設置しない。 |
| K | 地形•地質 | 工事中 <br> 存在時 | －事業予定地に重要な地形•地質は存在しない。 |
| L | 日照阻害 | 存在時 | －著しく日照を阻害する施設を設置しない。 |
| M | 電波障害 | 存在時 | －著しく電波障害を発生させる施設を設置しない。 |
| N | 地域分断 | 工事中 <br> 存在時 | －事業の実施により，地域の交流は促進されると考えられる。 |
| O | 安全性 | 供用時 | －周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。 |
| P | 廃棄物等 | 供用時 | －著しい量の廃棄物等が発生する施設を設置しない。 |
|  | 緑 地 | 存在 <br> 供用時 | －埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であ り，現時点では未定であるため。 |
| V | 景 観 | 存在 <br> 供用時 | －埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であ り，現時点では未定であるため。 |
| W | 人と自然と <br> の触れ合い <br> の活動の場 | 供用時 | －埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であ り，現時点では未定であるため。 |
| X | 文化財 | 工事中 <br> 存在時 | －調査地域に文化財は存在しない。 |
| Y | 温室効果 ガス等 | 供用時 | －埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であ り，現時点では未定であるため。 |
| Z | $\begin{aligned} & \text { ヒートアイ } \\ & \text { ランド現象 } \end{aligned}$ | 供用時 | －埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であ り，現時点では未定であるため。 |


[^0]:    注）本事業は，埋立てに係る区域の面積が 10 ha 以上 40 ha 未満であることから，「環境影響評価法」 （平成 9 年法律第 81 号）ではなく，「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第40号）に基づき環境影響評価手続を実施するものである。

